

収入の部

平成21年4月1日～平成22年3月31日

(単位:円)

| 科目 | 当初予算額 | 補正額 (B) | 予算現額 (C=A+B) | 決算額 (D) | 差引 (C-D) | 説明 |
|--------|-----------|------------|-----------------|------------|-------------|-------|
| 指定管理料 | 7,070,000 | 0 | 7,070,000 | 7,070,000 | 0 | 横浜市から |
| 利用料金収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 自主事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑入 | 0 | 0 | 0 | 170 | 170 | |
| 印刷代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 自動販売機 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| その他(預) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| その他(| 0 | 0 | 0 | 170 | 170 | |
| 協会繰入 | 554,000 | 0 | 554,000 | 554,000 | 0 | |
| 収入合計 | 7,624,000 | 0 | 7,624,000 | 7,624,170 | 170 | |

支出の部

| 科目 | 当初予算額 (A) | 補正額 (B) | 予算現額 (C=A+B) | 決算額 (D) | 差引 (C-D) | 説明 |
|-----------|--------------|------------|-----------------|------------|-------------|---------------|
| 人件費 | 5,541,000 | 0 | 5,541,000 | 5,538,446 | 2,554 | 兼務常勤1人、非常勤10人 |
| 給与・賃金 | 5,516,000 | 0 | 5,516,000 | 5,527,596 | 11,596 | |
| 社会保険料 | 25,000 | 0 | 25,000 | 10,850 | 14,150 | |
| 通勤手当 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 健康診断費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 勤労者福祉共済掛金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 事務費 | 480,000 | 0 | 480,000 | 419,237 | 60,763 | |
| 旅費 | 12,000 | 0 | 12,000 | 10,680 | 1,320 | |
| 消耗品費 | 180,000 | 0 | 180,000 | 179,430 | 570 | |
| 会議賄い費 | 16,000 | 0 | 16,000 | 7,367 | 8,633 | |
| 印刷製本費 | 20,000 | 0 | 20,000 | 0 | 20,000 | |
| 通信費 | 140,000 | 0 | 140,000 | 120,960 | 19,040 | |
| 使用料及び賃借料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 備品購入費 | 31,000 | 0 | 31,000 | 23,205 | 7,795 | |
| 図書購入費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 施設賠償責任保険 | 60,000 | 0 | 60,000 | 50,710 | 9,290 | |
| 職員等研修費 | 10,000 | 0 | 10,000 | 15,645 | 5,645 | |
| 振込手数料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| リース料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 手数料 | 1,000 | 0 | 1,000 | 240 | 760 | |
| 地域協力費 | 10,000 | 0 | 10,000 | 11,000 | 1,000 | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業費 | 75,000 | 0 | 75,000 | 60,106 | 14,894 | |
| 自主事業費 | 75,000 | 0 | 75,000 | 60,106 | 14,894 | |
| わんぱくホリデー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| その他事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 管理費 | 1,085,000 | 0 | 1,085,000 | 1,190,734 | 105,734 | |
| 光熱水費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 電気料金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ガス料金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 水道料金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 清掃費 | 480,000 | 0 | 480,000 | 483,200 | 3,200 | |
| 修繕費 | 30,000 | 0 | 30,000 | 94,550 | 64,550 | |
| 機械警備費 | 300,000 | 0 | 300,000 | 302,400 | 2,400 | |
| 設備保全費 | 275,000 | 0 | 275,000 | 310,584 | 35,584 | |
| 空調衛生費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 消防設備費 | 4,000 | 0 | 4,000 | 4,200 | 200 | |
| 電気設備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 害虫駆除費 | 75,000 | 0 | 75,000 | 74,844 | 156 | |
| その他保全 | 196,000 | 0 | 196,000 | 231,540 | 35,540 | |
| 共益費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 公租公課 | 243,000 | 0 | 243,000 | 254,324 | 11,324 | |
| 消費税 | 243,000 | 0 | 243,000 | 254,324 | 11,324 | |
| 法人税等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 事務経費 | 200,000 | 0 | 200,000 | 200,000 | 0 | |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ニーズ対応費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 支出合計 | 7,624,000 | 0 | 7,624,000 | 7,662,847 | 38,847 | |

| | | | | | | |
|----|---|---|---|--------|--------|--|
| 差引 | 0 | 0 | 0 | 38,677 | 38,677 | |
|----|---|---|---|--------|--------|--|

平成21年度こどもログハウス利用状況

施設名 踊場公園こどもログハウス

| 月 別 | 開館日数 (日) | 利用層別利用数(人) | | | | | | | 合 計 | 男 | 女 |
|------|-------------|------------|--------|--------|--------|-----|-------|--------|--------|--------|---|
| | | 幼 児 | 小学1、2年 | 小学3、4年 | 小学5、6年 | 中学生 | 大 人 | | | | |
| 4月 | 29 | 945 | 469 | 630 | 577 | 158 | 821 | 3,600 | 1,522 | 2,078 | |
| 5月 | 30 | 986 | 435 | 543 | 549 | 90 | 928 | 3,531 | 1,526 | 2,005 | |
| 6月 | 29 | 993 | 414 | 390 | 335 | 60 | 878 | 3,070 | 1,313 | 1,757 | |
| 7月 | 30 | 1,082 | 511 | 555 | 362 | 51 | 956 | 3,517 | 1,564 | 1,953 | |
| 8月 | 30 | 1,080 | 515 | 566 | 286 | 96 | 890 | 3,433 | 1,611 | 1,822 | |
| 9月 | 29 | 862 | 484 | 511 | 197 | 39 | 815 | 2,908 | 1,309 | 1,599 | |
| 上半期計 | 177 | 5,948 | 2,828 | 3,195 | 2,306 | 494 | 5,288 | 20,059 | 8,845 | 11,214 | |
| 10月 | 30 | 844 | 463 | 414 | 264 | 76 | 756 | 2,817 | 1,262 | 1,555 | |
| 11月 | 29 | 793 | 422 | 388 | 204 | 79 | 668 | 2,554 | 1,160 | 1,394 | |
| 12月 | 27 | 634 | 288 | 307 | 225 | 69 | 576 | 2,099 | 948 | 1,151 | |
| 1月 | 27 | 823 | 325 | 493 | 206 | 41 | 701 | 2,589 | 1,182 | 1,407 | |
| 2月 | 27 | 876 | 346 | 497 | 317 | 47 | 704 | 2,787 | 1,287 | 1,500 | |
| 3月 | 30 | 1,191 | 546 | 888 | 503 | 104 | 903 | 4,135 | 1,806 | 2,329 | |
| 下半期計 | 170 | 5,161 | 2,390 | 2,987 | 1,719 | 416 | 4,308 | 16,981 | 7,645 | 9,336 | |
| 年間合計 | 347 | 11,109 | 5,218 | 6,182 | 4,025 | 910 | 9,596 | 37,040 | 16,490 | 20,550 | |

| 募集対象 | 事業名 (教室名) | 開催 時期 及び 回数 | 参加人数 | | 自主事業経費 | | | 部屋 使用料 収入 (別掲 A) | 1人当り参加費 (含むA) | | 講師謝金 | | 備考 |
|------|----------------|----------------------|----------|----------|-------------|---------------------|--------|------------------------------|------------------|----------|-----------------|------------------|----|
| | | | 募集 人員 | 参加 人数 | 委託料 支出総額 | 参加者 負担総額 除く A | 総経費 | | 徴収の 有無 | 参加 費用 | 1回 1講師 当り | 1教室 講師 謝金額 | |
| 幼児 | 第1回おはなしかい | 4月22日 | | 31名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | こどもの日・クイズラリー | 5月5日 | 100名 | 99名 | 3,590 | 0 | 3,590 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | 母の日工作 (糸電話) | 5月9日 ~10日 | 100名 | 110名 | 744 | 0 | 744 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 幼児 | 第2回おはなしかい | 5月27日 | | 30名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 幼児 | 第3回おはなしかい | 6月24日 | | 6名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | 父の日工作(けん玉) | 6月13日 ~14日 | 100名 | 103名 | 1,344 | 0 | 1,344 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | たなばたまつり | 6月26日 ~7月7日 | 200名 | 225名 | 2,100 | 0 | 2,100 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | 夏休み工作 | 8月2日 ~3日 | 100名 | 118名 | 630 | 0 | 630 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 幼児 | 第4回おはなしかい | 9月30日 | | 44名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | 秋のイベント | 10月24日 | 50名 | 36名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 幼児 | 第5回おはなしかい | 10月28日 | | 20名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 参加者 | 文化まつり(出張工作) | 11月8日 | 100名 | 39名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 幼児 | 第6回おはなしかい | 11月25日 | | 24名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | クリスマス会 | 12月13日 | 250名 | 241名 | 23,058 | 0 | 23,058 | 0 | 無 | 0 | 5,000 | 0 | |
| 利用者 | クリスマス工作 | 12月19日 ~20日 | 100名 | 57名 | 525 | 0 | 525 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | 第7回おはなしかい | 1月27日 | | 18名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------------|---------------|------|--------|--------|---|--------|---|---|---|-------|-------|--|
| 利用者 | 竹とんぼを作ろう | 1月31日 | 100名 | 145名 | 12,289 | 0 | 12,289 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | ひなまつり工作 | 2月20日 ~21日 | 100名 | 67名 | 105 | 0 | 105 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | 第9回おはなしかい | 2月24日 | | 21名 | 5,000 | 0 | 5,000 | 0 | 無 | 0 | 0 | 5000 | |
| 幼児 | 折り紙・ぬり絵・その他 | 毎日 | | | 10,721 | 0 | 10,721 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者 | 合 計 | | | 1,434人 | 60,106 | 0 | 60,106 | 0 | | 0 | 5,000 | 5,000 | |

|

(様式7)

施設名 踊場公園こどもログハウス

苦情対応状況報告

| | 年月日 | 内 容 | 対 応 結 果 |
|----|--------|--|--|
| 1 | 12月13日 | ログハウス隣家より、「毎日掃除しているがログハウスからの枯葉は積もるばかりである。特に樋に詰まって大変迷惑。剪定回数増やして欲しい。」と苦情がでている。 | 翌日、区民利用施設協会より土木事務所に苦情状況を詳しく連絡した。また、今年度の簡易点検報告にも写真を添付して報告をした。 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |

サービス向上・利用者の評価及び経費節減努力事項報告

| 実施時期 | 内容 | 効果 |
|------------|--|--|
| 1 5月18日 | はんとう棒握り棒点検中に落下し腰を骨折するという事故が発生した。再発防止に向けミーティングで点検方法の改善策を話し合い安全性の確保を図った。 | 点検は裸足になり、丸太を挟んで右足、左足をそれぞれにかけることを確認する。大人にも起こりうるという危機感が、利用者が子供であることの留意と、点検による安全性の確保、見守り徹底へ意識を深めた。 |
| 2 6月15日 | 公園内に設置されていることから公園や道路の清掃も行っているが、落葉等のゴミ処理は事業者としてのゴミではないため家庭ゴミとして近隣集積場所に出すことについて、地元町内会の了承を得た。 | 一年を通じ、公園、道路のごみ、枯葉等の処分についてはかなりの経費節減の期待ができる。 |
| 3 6月25日 | ログハウススタッフCS研修「CS・コミュニケーションについて」参加した。 | 仕事の目的を理解することが笑顔の接遇につながることを学び、改めて設置目的を見直すよい機会を得ることができた。 |
| 4 6月26日 | 近隣騒音対策として要望していたエアコンが公園設置者である環境創造局により設置された。 | 3台設置したが1台は音が大きく、区と調整中。他2台で騒音対策をしている。 |
| 5 8月27日 | 関東地方にも新型インフルエンザ感染者がでたことを受け来館者受付台に手指消毒用アルコールを設置した。 | 幼児から小学生、中学生の遊び場施設であることから、日頃より、安全面、衛生面には特に注意を払ってきた。この日から新型インフルエンザ対策として、来館者には横浜市の注意書きに基づき手指の消毒を開始した。 |
| 6 9月14日 | 近隣小・中学校で新型インフルエンザ感染者が出たことを受け、館内インフルエンザ予防対策を話し合い、遊具の日常点検の際はアルコールで遊具を拭くことを開始した。 | 遊具の消毒以外に館内の衛生管理については次のことを実施し強化に努めている。 ・床清掃にはウエットシート使用。 ・トイレベビーシート、ドアノブ、ベビー用便座、スリッパは毎日アルコールで拭く。 ・エントランスやトイレに置いた手拭は取り除く。 ・スタッフはマスクを着用する。 |
| 7 9月25日 | 事務局主催の応急手当研修にログハウススタッフ5名が参加する。研修で事故発生時における応急手当の知識と実技を学んだ。(講師 戸塚消防署職員) | 心肺蘇生法や応急手当の基本を学び事故発生時の利用者の安全確保策の理解を深めた。 |
| 8 9月28日 | 市内ログハウス新人研修に5名のスタッフが参加する。こどものための安全管理と教育を講義とグループワークで受講した。(講師 横浜市青少年育成協会職員) | ログハウス利用者は遊びを通して危険回避能力を養うことができる。見守るスタッフには事故を未然に防ぐ危険予知能力を高めねばならないことを再確認し日常勤務に生かした。 |
| 9 9月 | 当、施設利用者にはハイリスクグループが多いため、新型インフルエンザ感染防止策として、職員の家族にインフルエンザ発症者が出た場合、その職員は一週間の自宅待機とした。 | 従業員や利用者への感染リスクの低下 |

(様式8)

| | | | |
|----|--------|---|--|
| 10 | 10月24日 | <p>幼児、子どもと地域老人会との交流活動として秋のイベントを実施した。ストローロケット、折り紙ひこうき、輪投げ、折り紙の4つのコーナーに分かれ、老人会の方々が遊びを教えてくれた。</p> | <p>子どもの遊びに広がりを持たせることができた。また、子どもたちがログハウスで仲良く楽しく遊ぶことを地域の方や大人たちが願い応援していることに気付かせることができた。</p> |
| 11 | 11月8日 | <p>踊場地域文化祭に参加した。毎年文化祭には自主事業の作品を展示させていただいてきたが、今年は、展示と合わせてスタッフによる「紙コップベル」と「でんでん太鼓」の作り方を参観者に指導した。</p> | <p>参観者の工作活動が新たに加わったことによりログハウスと踊場地域の方々との触れ合いやコミュニティの輪を更に広げることができた。</p> |
| 12 | 12月13日 | <p>クリスマス会開催。ボランティアによる手品師とマクドナルドのドナルドが出演してくれた。サンタも登場し子どもたちは楽しい一時を過ごすことができた。</p> | <p>企業の協力を得て経費無しの事業が実施できた。(ドナルドをはじめ3人のスタッフ参加)マクドナルドの企業宣伝にならないように事前打合せをしてきた。プロの演技であったが特に宣伝はなく子どもたちを楽しませてくれた。</p> |
| 13 | 1月31日 | <p>「寒さに負けないこども」の企画として踊場町内会の協力による竹とんぼ遊びを実施する。当日汲沢中学校のVメイトも参加し、幼児や小学生と一緒に遊ぶ。冬の一日、地域、中学生、小学生、幼児、保護者の交流活動日となった。</p> | <p>保護者も一緒に入り220人の参加となる。竹とんぼは竹を削り工夫して飛ばすと空高く飛ぶことから、地元町内会や中学生ボランティアの協力をいただき、こどもの遊びが多彩に広がり、また、人との係わりを深めることが出来た。</p> |
| 14 | 2月20日 | <p>はんとう棒下のマットを、今までより弾力性がある厚手の抗菌軽量式カラーマットに敷きかえた。</p> | <p>大事に至らないが、幼児や小学生がはんとう棒より落ちることがある。見守り強化と共に下のマットを取り替え、事故を想定しての安全対策を図った。</p> |
| 15 | 3月16日 | <p>バスケットゴールが曲がっているので、まちづくり調整局保全推進課に落下の恐れがないか点検依頼した。来館し、他の設備についても安全点検をしてもらった。</p> | <p>バスケットゴール金具については異常なし。ゴールにぶら下がらないよう見守り強化。柱の亀裂は木の収縮による。上下、左右両方向から亀裂が入ると危険。毎年写真を撮り経過観察。幼児の手が入らないよう隙間は塞ぐ。保護スポンジ、地下換気扇あったほうがよい。</p> |

(様式5)

平成 21年度 修繕一覧表

| | | 施設名 | 踊場公園こどもログハウス | |
|-----|--------|-------------|--------------|------------------|
| | 修繕月日 | 修繕箇所 | 金額 | 業者名 |
| 1 | 5月29日 | 内窓落下防止金具取付け | 23,800 | (財)横浜市シルバー人材センター |
| 2 | 6月3日 | 掃除機修理 | 2,500 | (株)森電気商会 |
| 3 | 7月31日 | 女子トイレつまり修理 | 30,450 | 品田メンテナンス |
| 4 | 10月16日 | 出入口の鍵の取替え | 37,800 | 管野建設 |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |
| 合 計 | | | 94,550 | |

右側欄外「 」は、購入費目が『ニーズ対応費』より支出した為、合計金額には含まれておりません

平成 21 年度第三者委託内容一覧

施設名_横浜市踊場公園こどもログハウス

| NO | 委託期間 | 委託内容 | 金額 | 業者名 |
|----|-----------------------------|-----------------------|------------|------------|
| | H 21. 4. 1 ~ H 22. 3. 31 | 清掃 | ¥ 483, 200 | 株)ハリマビシステム |
| | H 21. 4. 1 ~ H 22. 3. 31 | 害虫駆除 | ¥ 74, 844 | 株)横浜セイビ |
| | H 21. 4. 1 ~ H 22. 3. 31 | 機械警備 | ¥ 302, 400 | 国際警備(株) |
| | H 21. 4. 1 ~ H 22. 3. 31 | 消火器点検 | ¥ 4, 200 | (有)東晃防災 |
| | | その他保全合計 〈その他保全費内訳〉 | ¥231, 540 | |
| | H 21. 4. 1 ~ H 22. 3. 31 | ゴミ処分費 | ¥ 11, 490 | 武松商事(株) |
| | H 21. 4. 1 ~ H 22. 3. 31 | コピー機保守リース | ¥ 220, 050 | 株)ミナト事務器 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

横浜市踊場公園こどもログハウス委員会要綱

(設置)

第1条 横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、横浜市踊場公園こどもログハウス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、指定管理者が管理する横浜市踊場公園こどもログハウス(以下「こどもログハウス」という。)の管理運営に関して意見等を指定管理者に具申することにより、横浜市踊場公園こどもログハウス使用要綱(平成9年11月12日制定)第1条に定める利用目的の実現を目指すことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項について審議する。

- (1) こどもログハウスの管理運営に関すること
 - (2) こどもログハウスの利用者の意見・要望に関すること
 - (3) その他、目的の達成のために必要な事項
- 2 指定管理者は、委員会から前項に関する意見、要望があったときは、当該意見、要望をこどもログハウスの管理運営に反映させるよう努めるものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の組織を代表する者等 11名以内をもって組織する。

- (1) 地域団体
 - (2) 利用者
 - (3) その他公募による市民等指定管理者が必要と認めた者
- 2 委員会を構成する委員の氏名及び所属団体名は、公開とする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補充選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了後の委員は、後任者が選出されるまで、その職務を行うものとする。

(役員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。
- 3 役員には、前条の規定を準用する。

(役員の職務)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、年2回以上開催し、会長が召集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 指定管理者は、委員会に出席し審議事項について意見を述べ又は説明するものとする。

4 指定管理者は、会議終了後10日以内に議事録を作成し、公開するものとする。

(庶務・会計)

第9条 委員会の庶務は、指定管理者が行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、会長と協議して指定管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

2 横浜市踊場公園ログハウス運営委員会会則(平成3年1月23日制定)は、平成18年5月14日をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

| 区分 | 内 容 | 件 数 |
|----|------------------|-----|
| 1 | 利用の仕方について | 65 |
| 2 | 事業について | 3 |
| 3 | 館内の遊び遊具・設備などについて | 74 |
| 4 | スタッフの対応について | 8 |
| 5 | その他 | 8 |
| | 合計 | 158 |

| 区分 | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|------|---|-------------|---|
| 1 1 | みんなでなかよくあそべたのでよかった。小さい子へのいじわるがひどいです。 | 11歳女 | みんなでなかよく遊べたのは良かったですね。小さい子がいじわるされていたのは残念です。何年生くらいの方がどんなふうにいじわるをしていたのでしょうか？今度気がついたらスタッフに教えて下さいね。お願いします。スタッフもみんなの様子をこれからも気をつけてまいります。ご意見ありがとうございます。 |
| 1 2 | ろく木の年齢制限を上げてほしい。 | 9歳女 | ごめんなさい。ろく木はあまりがんにょうに作られていません。小学校2年生くらいの体重が限度です。それ以上大きい子が使うと壊れてしまうので、2年生までとしています。 |
| 1 3 | 何で上に(地下に)おもちゃを持っていったらいけないんだよ。 | 10歳女 | 2階や地下に物を持っていくと、片手がふさがって、階段を踏み外したり、つまずいたりしてけがをすることがあります。また、布ボールを1階と2階で投げ合って、2階の人がボールをとり損ねて落下するという危険もあります。このような理由で、地下や2階に物を持っていくことを禁止にしています。 |
| 1 4 | 激しいおいかけっこが禁止になってわたしは悲しいです。もっと激しいおにごっこがしたい！出来るようにして！なぜいけないのか子どもが？って感じです。 | 8歳女 11歳女 | 激しいおいかけっこは、室内では無理があります。特に最近ログハウスは遊びに来てくれるお友だちが多くなっています。そして幼児もたくさん遊びに来てくれるようになりました。ログの中はお友だちで一杯です。そうすると激しく走ったり、おいかけっこをして、他の小さい子たちにぶつかって、ころんだり、ケガをしたりすることが多くなりました。こんな理由でスピードを落としたり、違う遊びをしてもらおうようにお願いをしています。 |
| 1 5 | 片付けを5時半ぐらいにしてほしいです。 | 7歳女 | いつまでも元気にログハウスで遊びたいですよ。今は外が明るいのでいつまでも遊べる気がします。でも小学生は5時をめぐりに、お家の人と帰る時間を約束しているお友だちも多いようです。ログハウスはお友だちが安全に、なるべく明るい時間に帰れるように、5時を閉館時間にしていきます。 |
| 1 6 | なんでゲームはだめなの。 | 7歳男 | ログハウスに遊びに来てくれてありがとう。ここは体を使って元気に遊ぶ場所です。こわれたり、なくしてしまっは大変なので、ゲーム機やカードゲームを持ってきた時は カギ付きロッカーに入れてくださいね。 |
| 1 7 | なかよくあそべてよかった。あとから入ってきたけどいっぱいあそべました。おりがみでこうかんが楽しかったです。 | 7歳女 | ログハウスでみんなと元気に仲良く遊んでもらえてスタッフ一同とても嬉しく思います。これからもどんどんログハウスに来ていっぱい遊んでくださいね。 |
| 1 8 | 電話を十円にして欲しい | 8歳女 | ログハウスには、公衆電話が置いてありませんので、みなさんが自由に使える電話はありません。緊急の時はスタッフがうちに連絡しますので教えて下さいね。どうしても自分の用事で使いたい時は、十円いただいて使ってもらっています。 |
| 1 9 | 電話をただにして！おまえら、ドロボーか？ | 9歳女 | 「おまえらドロボーか？」この文を見た時、スタッフはびっくりしました。そして、とてもがっかりしました。ちょっとふざけて書いてきたのかしら？たぶんそうである事を願っています。電話を使うには、必ず費用がかかります。なので、先程の回答(上の)のような決まりを作ってみなさんにお貸ししています。 |
| 1 10 | 休みの日がかいてあるやつを、休みの日の次の日にひにちをかえてほしい。 | 8歳女 | ご意見ありがとうございます。いつもログハウスに来て下さっているのですね。「今月の休館日」という表示から「次回の休館日」に変えて休みの次の日に変えていくようにしました。 |

| 区分 | | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|----|----|--|------|--|
| 1 | 11 | ボールを顔にあてられた。しかもあやまりませんでした。 | | 嫌な思いをしましたね。ログハウスには布ボールが10個置いてありますが、人にぶつけて遊ぶためではありません。わざと当ててくるような子がいたら、スタッフにお知らせくださいね。仲良くできるようにお手伝いしていきます。 |
| 1 | 12 | ボールが、うえからドボドボおちてきた。 | 8歳女 | それはびっくりしましたね。2階におもちゃを持っていくことは、いけない事になっています。スタッフも気をつけて注意するようにしていますが、気がついた時は教えて下さいね。 |
| 1 | 13 | ゆずり合っていた。 | 11歳女 | いい事ですね。とてもうれしく思います。 |
| 1 | 14 | 2階で遊んでいた時に小さな子がいるのを見ずにすごいきおいで、走っている人がいてあぶなかった。 | 11歳女 | すごく元気に走りまわっていたんですね。ログハウスでは、はげしい鬼ごっこは禁止しています。見つけた時はスタッフも注意していますが、あなたも見かけたら注意してくれるとうれしいです。 |
| 1 | 15 | 上で遊んでいる人がどたばたしていたから危かった。 | 11歳女 | 2階の足音が下にひびいたのですね。あまりひどい時は、スタッフが注意するようにしますね。 |
| 1 | 16 | ブロックをゆずることができた。 | 7歳女 | よかったですね。お友だちもとてもよこんでくれたことでしょう。相手を思いやるおねいさんになれましたね。スタッフもうれしいです。 |
| 1 | 17 | 「おにごっこはやめて。」と言っているのに走っている人がいます。だから直して下さい。終わり | 9歳男 | あなたが注意しても聞いてくれなかったお友達がいたんですね。スタッフに任せて下さい。危なくないようにスタッフは見守っています。スタッフが気づかなかったら教えてください。 |
| 1 | 18 | 一かい、二かい地下があってとても楽しかったです。 トイレがきれいでつかいやすかったです。 地かにおもちゃがないのもっといいです。 | 9歳男 | そんな風に言ってもらえて、とてもうれしいです。みなさんに気持ちよく使ってもらえるように、これからもお掃除がんばります。 地下にはおもちゃを持っていかないことになっています。でも地下におもちゃがあったのでしょうか。そういう時は、教えてくださいね。 |
| 1 | 19 | 5:00ぴったしまで遊びたい。ちかがあせだらけできたなくていやだった。 | 10歳女 | なるべく長くあそびたいですよ。ログハウスでは、みなさんが安全に家に帰ることを考えて5時に閉館しています。閉館するために片付けをしたり、戸締りをしたりと色々な作業があり15分ほどかかってしまうため遊べるのは4時45分までとさせてもらっています。ご協力おねがいします。 地下は1日1回夕方にふきそうじをしています。汚れが気になる時はいつでもスタッフに知らせてくださいね。 |
| 1 | 20 | いろいろなおもちゃがあって楽しかった。 | 9歳女 | ログにはいろんな遊具があります。楽しんでもらえてとてもうれしいです。また遊びに来て下さい。 |
| 1 | 21 | うるさすぎたら、うけつけにいる女の人たちが注意してくれてとてもよかったと思う。とてもたのしめた。又きたい。たのしかったです。地下が寒い。 | 13歳 | そんな風に言ってくださって、とてもうれしいです。冬の地下は寒いんですね。ログハウスは、季節を感じることができる建物です。是非また来て下さい。 |
| 1 | 22 | 追いかけてっこをしている人がいる。ぜったいやめさせてください。 | 9歳男 | 追いかけてっこは小さな子がいる時は危ないのでスタッフも特に気をつけて見守り注意をしています。周りに気をつけてやってください。あまり激しいのはだめだよ。思いっきり走りたい時は、外の公園でどうぞ。 |
| 1 | 23 | お菓子を食べれるようにしてほしい。 地下をキレイにしてほしい。 | 11歳 | ログの中は、みんなが楽しく元気に遊ぶところです。お菓子が食べなくなったら外の公園のベンチに座って食べてください。外の空気と一緒に食べるときとおいしいよ。 地下が汚れていたのかな。毎日地下はぞうきんで拭いていますが、もし気になった汚れがあったら教えてください。すぐ拭きに行きます。 |
| 1 | 24 | お正月休みを利用して遊びに来ました(実家が近いので)自宅近隣にはないので楽しくあそぶことができました。とても寒い日で見ている親は寒い寒いでしたが、一緒に動くと暖かくなり子どものあそぶところはこのくらいでいいんだなと思いました。色んな年齢の子とあそぶことができてよかったです。授乳スペースと幼児スペースに少しマットがあるといいなあとと思いました。ありがとうございました。 | 保護者 | ご利用いただきありがとうございます。お子さんと一緒に楽しい時間を過ごしていただけたことに、とても嬉しく思いました。授乳時でもご利用いただけるかもしれませんが、当館では乳幼児を寝かせられるように幼児用のお布団を用意しています。必要な時は、スタッフに声を掛けてください。又のご利用をお待ちしています。 |

| 区分 | | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|----|----|---|----------|--|
| 1 | 25 | 口うるさいんだよ。(?) | | いっぱい注意されたのかな。ログで遊ぶにはルールがあります。ルールを守って遊んでもらえれば、スタッフは笑顔で見守っています。 |
| 1 | 26 | ゴミ箱が無いので、ゴミをおいて帰る人がいるのがめいわく。 | 11歳女 | ログハウスでは、ゴミを捨てるのにもお金がかかるため、ゴミを持ち帰っていただいています。知らずに持ち帰らない人を見かけたら、教えてあげてください。協力よろしく願います。 |
| 1 | 27 | さいあく(同日2通) | | あなたが最悪と感じたのはどこでしょう。スタッフはあなたに気持ちよく使ってもらいたいと思いあなたの書いた用紙を丁寧に見ましたが、他には何も書いていないので、お答えのしようがありませんでした。 |
| 1 | 28 | すべりだいがすべりやすいところがよい。 | 9歳女 | すべり台は人気がありますね。毎日たくさんの人が使うから、すべりも良いのかもしれないですね。 |
| 1 | 29 | すべりだいすべろっと(かわいいイラスト入り) | 7歳女 | はい。すべってください。楽しんでもらえましたか。 |
| 1 | 30 | 地下があるから楽しかった。 | 12歳男 | 楽しく遊んでもらえてスタッフはとてもうれしいです。地下はちょっと暗くて迷路になっているから、なんかワクワクドキドキしますよね。いっぱい楽しんでください。 |
| 1 | 31 | 中学生くらいの男子がはだしでボールをもって使っちゃいけないドアから出てるのを見てちょーめいわくでした。 | 12歳女 | 確かに遊具を外に持ち出すのはルール違反です。はだしでエントランスに降りたらぞうきんで足をふいて入らなくてはなりませんよ。注意しても言うことを聞かない時はスタッフに声をかけて下さい。 |
| 1 | 32 | 中学生の男の子数人がボールを2階に投げたりわざとじゃないけど、ちいさい2~3才の子にあてたりしていたから危ないと思いました。 | 12歳女 | そうですね。ログハウスで小さな子が遊んでいる時は特に気をつけて遊んでください。そしてルールを守って遊びましょうね。おもちゃを外に持っていくのはいけません。 |
| 1 | 33 | 中学生の男子が走りまわっていました。ぶつかってきてイタかったです。 | 12歳女 他1件 | ログハウスは屋内の遊び場施設です。又ログハウスは子どもの居場所遊び場施設です。元気に勇気を持っているいろいろなことにチャレンジしてほしいと思っています。元気すぎて思わず走り出して遊ぶ子に屋内なのでどこまで許していくかスタッフの頭の痛いところです。 |
| 1 | 34 | トイレの入口の床にビニールの色テープ等で、スリッパの足型をはってみたいと思うのですが、子供たちのしつけにもなると思うので、自然とそろえてくれるといいのですが… | 保護者 | スリッパの乱れを気にして下さっていたのですね。とてもいいご意見をありがとうございました。毎日トイレの床を拭き掃除していますが、ビニールの足型がついていると拭きづらくなります。私達スタッフもいろいろ考えてみました。その結果、足型を貼らないで長い目でみて教えていきたいと思います。その結果、足型を貼らないで長い目でみて教えていきたいと思います。その結果、足型を貼らないで長い目でみて教えていきたいと思います。その結果、足型を貼らないで長い目でみて教えていきたいと思います。 |
| 1 | 35 | ときどき、くつのところにボールが落ちてきてきたない!(同上) | | 確かにそうですね。エントランスの方には投げないでお願いしていますが、もし落ちていたら、捨ったり教えてください。ボールは1週間に1回洗たくしています。 |
| 1 | 36 | とびばこがつみきのだんになっていて使えない! | 9歳女 | とび箱を使う時は「貸してね」と、一言声をかけてから使えば大丈夫ですよ。もし言えなかったらスタッフに声をかけて下さい。きっと「いいよ」と言ってくれますよ。 |
| 1 | 37 | とびばこをしている時に前を横切ったりしてくる人がいるので、やめた方がいいと思います。 | 9歳男 | とび箱を飛ぶ時は飛ぶ人も回りに気をつけながら誰も近づいてこない時に飛んで下さい。お互いに注意しながら遊んで下さい。 |
| 1 | 38 | なんでぬりえは1まいしかだめなんですか。 | 10歳女 | 物にも限りがあるから、大切に使うということをみんなに覚えてもらいたいからです。ごめんなさいね。もう一枚ほしい時は、次の時の楽しみにしてください。 |

| 区分 | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|------|--|-----------------|--|
| 1 39 | 話には聞いていたが、夕方は小学生が多く暴れ方がハンパないため、2才の息子を安心して遊ばせることができなかった。(危なっかしくて隅にいることしかできず)いっそ時間帯で年齢制限でもしてくれた方が助かるかも | 保護者 | 息子さんを安心して遊ばせることができなかったのですね。スタッフの見守りが行き届かず申し訳ありませんでした。午後2時過ぎは小学校が終って小学生が多くなる時間帯です。この施設は小学生が元気に遊べる施設でもあります。お互いに気持ちよく利用できるように平日の午前中は小学生がいないので、幼児の方々は午前中に利用されることを願います。小・中学生にはぶつかるとけがをするような遊び方の時には、そのつど声をかけるのですが、おうちの方もそういう場面ではなおいっそうお子さんのそばにつきそって遊んであげてください。そして、このようにお知恵を貸していただいたり、話していただくと大変ありがたいです。スタッフも皆さんに安心して遊んでもらえるよう工夫し努力します。私たちは、このログハウスがお互いを思いやれる楽しい遊び場(学び場)であることを願っています。 |
| 1 40 | 人がいっぱいいでいだった。 | 12歳女 | ログは小さい子から小学生、大人までいろんな人が遊びにきます。人数が多い日もあれば少ない日もあります。とつても多い日に遊びに来たのかな。知らない子と一緒に遊ぶのも楽しいですよ。 |
| 1 41 | ぼうみたいなのが頭にあたった! | 10歳女 | それは痛い思いをしましたね。この建物には、「梁」といって建物を支えるための棒みたいな木が、あちこちに出ています。今度そういうことがあったら見せて下さい。でも痛い思いをした分、危ないものを避けられるあなたになっていきます。 |
| 1 42 | ボールをかしてくれない。 | 10歳女 | それは かなしい思いをしましたね。勇気を出して「かして!」と尝试してみましたか? こどもたちだけで解決できないときは、スタッフにいつでも声をかけてくださいね。お手伝いします。 |
| 1 43 | みどりのぼうがこわかったです。また今度あそびにきます。楽しかったです。 | 8歳女 | ログハウスは みなさんの冒険を応援しています。今日はこわくてできなかったことも 次に来た時にはできるようになるかもしれません。 どんどん遊びに来て下さいね。 |
| 1 44 | みんながなかよく遊んでいるところ みんながさわがしいところ | 7歳女 他 | ログに遊びに来る子どもたちは、みんななかよく楽しく遊んでいます。知らないお友達とも親しくなって遊んでる子もいます。ログで遊んでいる子はみんな元気なんだね。元気と元気がぶつかって”さわがしい”と感じたのかな。さわがしいとはみんなが元気ということだと思います。 |
| 1 45 | みんなに遊ぶ物をゆずりあっていた。仲良くみんなで遊んでいた。 | 9歳男 | そうですね。とてもうれしく思います。 |
| 1 46 | もっと時間を長くしてほしいと思う。 | 10歳女 | 長くあそびたいですよ。でも、小学生は5時をめぐに、お家の人と帰る時間を約束しているお友達も多いようです。皆さんが安全になるべく明るい時間に帰れるように、ログハウスでは5時を閉館時間にしています。 |
| 1 47 | ログハウスはとても楽しくて、よくきます。ぬりえやおりがみ、本を読むところもあるので とつても大好きです。 | 11歳女 | ありがとうございます。冬はぬり絵、おり紙をするテーブルのあるスペースと本のあるスペースに床暖房が入って あたたかく、人気です。よく来てくださっているようで うれしいです。 |
| 1 48 | 楽しかった。 | 11歳女 他 3件 | 楽しんでもらえて良かったです。 |
| 1 49 | あそんでいるのにボールをとった。 | 9歳女 | 「それ使っています」と元気に声をかけてみてください。気がつかなかったのかもしれませんが。声をかけたことで一緒に遊んだり、遊びが楽しくなることがありますよ。それでもだめなときはスタッフに声をかけてください。 |
| 1 50 | 弟と妹がログハウスで遊びたいというのでつきそいで来ました。私は中学生なので弟と妹が遊んでる間宿題をしたかったのに「ログハウスでは勉強をしてはいけない」と言われて残念でした。「ログハウスで勉強できない」ということを、もつとはやく知っていたかったです。(今日初めて知りました) | 15歳女 | 弟さんや妹さん思いのいいお姉さんなのですね、感心しました。ログハウスは中学生までが遊べる施設です。勉強する子はごくごくまれな例です。そんな時はスタッフに声をかけてください。その日のまわりの状況で判断させてください。 |
| 1 51 | 男の子と男の子がケンカした。ちゅういしようとしたけどこわかった。でもそのやられている男の子はわらっていた。(ガマンしていたと思う) | 10歳女 | こわい思いをさせてしまいごめんなさい。男の子同士のケンカはスタッフが中に入った方がよいかをいつも注意深く見守っています。やられている男の子は笑っていたけれどガマンしているように見えたのですね。そんな時はそつとスタッフに伝えてくださいね。 |

| 区分 | | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|----|----|---|-------------|---|
| 1 | 52 | おにごっこやかくれんぼができることがよいところですよ。 | 8歳女 | おにごっこやかくれんぼ楽しいですね。おにごっこは人がたくさんいるときは遠慮してもらいますがこれからも友だちと楽しく遊んでください。 |
| 1 | 53 | ごみをすてるな！ | 10歳女 | 本当にそうですね。ログハウスでは、自分のゴミは持ち帰ってもらうようお願いしています。うっかり置き忘れてしまったのか、ポケットから落ちてしまったのか分かりませんが、そういうことがなくなるようにこれからも声かけていきます。 |
| 1 | 54 | 楽しかったです。小さい子にお母さんが近くにいないで一人でヨロヨロしていたので危なかった。 | 12歳女 | 小さい子のお母さんにはもう1人小さいお子さんがいたのかもかもしれませんね。お母さんの代わりに見守ってくれていたのですね。ありがとうございます、お母さんの代わりにお礼を言わせてください。 |
| 1 | 55 | ちかがあって、たのしかったです。 | 7歳女 他3件 | たのしくあそべてよかったです。寒くなってくると地下はぼかぼかあたたかくて気持ちがいいですよ。いっぱいあそんでくださいね。 |
| 1 | 56 | ちょいせまい。ロープいたい、かたい。ゆかがいたい、みしみし、木があぶない！うわ～2階の天井が低くてぶつかる。いってえ～。特に頭！！いてーえ、死んじゃう！休めと～ってもたのしかったです。ちいさい子どもがいるからはしている子をおこるのはこれからもつづけて下さい。 | 11歳女 | ログハウスのどこで遊んだのか、どう感じたのかともわかりやすいご意見ありがとうございます。ログハウスは木でできていますので痛かったり音がしたり楽しい施設です。思う存分遊んでくださいね。 |
| 1 | 57 | ちいさい子どもがいるからはしている子をおこるのはこれからもつづけて下さい。 | 10歳女 | 小さい子のことも気遣いながら楽しく遊んでくれたのですね。危険を予知するのは私たちの仕事です。これからはしっかり見守っていきます。 |
| 1 | 58 | とてもきれいにされていて、安心して子どもを遊ばせることができました。ありがとうございました。 | 保護者 | ありがとうございます。みなさんが安心して気持ちよくログハウスを使っていたらいいですね。これからも丁寧なそうじを心がけたいと思います。 |
| 1 | 59 | なんでケータイつかっちゃいけねーんだよ。マジでむかつく もう こねーし | 12歳女 | ログハウスでは、体を使って遊んだり、こちらにあるもので遊んでもらっています。ログハウスにいる間は携帯から離れてゆっくり遊んでくださいね。 |
| 1 | 60 | おにごっこはなし！（あぶないから。） | 9歳女 | ログハウスでは、激しい追いかっこは禁止になっていますが今のところ、鬼ごっこはなし！にはなっていません。スタッフが危ないと思ったときには、やめてもらっています。 |
| 1 | 61 | はんたいからすべりだいをのぼって「あ。」しかいえなかった。 | 8歳女 | 注意してくれようと思ったのでしょうか。嬉しいです。どうもありがとうございます。スタッフも気をつけて注意しますね。 |
| 1 | 62 | 地下にボールをもっていったる人がいるのでやめたほうが良いと思います。 | 9歳男 | あなたの言う通りですね。ボールやおもちゃをえるのは1階だけです。今度地下に持っていったる人がいたら教えてください。注意しますね。 |
| 1 | 63 | おりがみでつくりかたがいみわかんない | 女 | 難しい折り方に挑戦したのでしょうか。今度、また頑張ってみてください。 |
| 1 | 64 | 走るとぶつかることが多くなるので、走っていたら注意してほしい。 | 9歳女 | 激しい追いかっこは禁止しています。又、人とぶつかるような走りをしている場合も注意しています。 |
| 1 | 65 | ゆずりあいしてなかよくあそびたい。 | 11歳女 他3名 | そうですね。ログハウスは色々な年齢のお友達や、男の子も女の子も遊びに来ます。みんなでゆずりあって、仲良く楽しく遊べるといいですね。スタッフもそんなログハウスになるように願っています。 |
| 2 | 66 | どうしてニャンパクとりでと言うの？ | 8歳女 | 元気いっぱい伸び伸びと遊んで欲しいという思いを込めて「わんぱく」。ログハウスのある場所には、昔ねこ達が集まって来て踊っていたという踊場伝説から、「ニャン」。小さなお城という意味の「砦」。これらの3つの意味をあわせて「ニャンぱく砦」という名前になりました。みんなが集まってきて元気に仲良く遊べる楽しいお城になるといいですね。 |
| 2 | 67 | おもしろかった。とってもとっても、たのしかった。 | 7歳男 10歳女 | それは良かったです。こういう言葉は、私たちに元気をくれます。どうもありがとうございます。また遊びにきてください。 |
| 2 | 68 | とーてもたのしかったです。またきてみます。 | 9歳 | たのしくあそんでくれて スタッフもうれしいです。また おまちしています。 |

| 区分 | | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|----|----|--|--------|---|
| 3 | 69 | トイレに補助便座をおいていただきたいです。 | | ご意見ありがとうございます。検討させていただいた結果設置させていただきました。ご利用下さい。 |
| 3 | 70 | この机が置いてある場所にも長いすを置いて欲しい。 | | こちらの机は名前を書いてもらうための机です。いすは中のテーブルにありますので、そちらで腰掛けて遊んで下さいね。 |
| 3 | 71 | もっと めのブロックをふやしてほしい。 | 10歳女 | ご意見ありがとうございます。めブロックとはカラーの大きなつみきのことでしょうか？残念ですが、これ以上増やすと置くところもないし、せまくなってしまいます。今あるつみきで工夫して遊んでみて下さいね。 |
| 3 | 72 | 夏は暑いから扇風機ぐらい出してほしい。 | 10歳女 | 元気に遊んでいると、これからはいっぱい汗をかく季節になりました。ログハウスでは5月末から扇風機を出しました。少しは涼しく感じられるかな。 |
| 3 | 73 | 楽しかったけど ロープで上へあがるところが足がいたかった。金曜日にささの葉が置いてあるのを見たけど 今日はないので、いつもあるようにしてほしい。 | 10歳女 | 楽しく遊んでもらえて良かったです。足のうらを使うことは健康にとっても良いことですが、いたい時は無理をしないで 階段などを使ってくださいね。 たなばたの笹は、毎年地域の方からいただいた物を使っています。館内にかざるときに切り落とした葉を持ち帰り用に置いているので、なくなったらおしまいになります。見つけたときは、すぐに持ち帰って下さいね。 |
| 3 | 74 | 地下があっていい。 | 8歳女 | ログハウスを楽しく使ってくれてうれしいです。あなたは 地下のどんなところが気に入っているのか よかったら教えて下さい。夏になると地下はひんやりして気持ちがいいので、いっぱい遊びに来て下さいね。 |
| 3 | 75 | たんざくがとってもたのしかった。イベントをたくさんやっている。(楽しい) | 10歳9歳女 | ありがとうございます。とても楽しんでもらえているようでスタッフ一同嬉しいです。色々なイベントを企画していますので、これからも参加して楽しんでもらえるとうれしいです。 |
| 3 | 76 | 2かいのはしらのよこについているのをもっと高くしてください。 | 10歳女 | 2階のどこの場所のことでしょうか。柱に、斜めについている棒のことでしょうか。確かに低くてぶつかりそうになりますね。もし、それだとしたら、屋根を支える大事な棒なので、位置を変えることはできないのです。 |
| 3 | 77 | こぶロープに切れ目が！！ | | 遊具(こぶロープも)については、定期的に専門家の点検を受けています。今のところは安全面では問題がないので安心して下さい。これからも定期的に点検を行なっていきます。 |
| 3 | 78 | きちんと、そうじをしてほしい。 | 12歳女 | もっと詳しくお話を聞かせてください。なぜなら、私たちは利用者の皆さんが気持ちよく利用してもらうために、お掃除にはとても力を入れているからです。その他にも、業者に頼んで月1回は、スタッフの手の届かないところまで掃除をしてもらっています。しかし、残念なことに皆が利用すれば当然のことですが、トイレが詰まったり、汚れたりするわけです。あなたが汚れていると気づいた場所はどこですか。今度ログハウスに来た時に教えてください。 |
| 3 | 79 | なかよくブロックであそべたからよかった。もっとぬりえをふやしたらたのしくなるとおもう。 | 8歳女 | よかったですね。ブロックはとても人気がある遊具の1つです。お友達とゆずりあって仲良く遊べたのですね。ぬりえの種類を増やしてほしいというご意見ですね。スタッフと相談して、楽しくておもしろそうなぬりえをさがしておきますね。 |
| 3 | 80 | つくえがガタガタしてて、ぬりえがしずらい。「すべりだい」は、すわってもうまくすべらない！！ | | 机は、ガタついてはいないのですが、カバーシートがでこぼこしていたのかもしれないですね。下じきを用意してありますので、次からは言ってくださいね。いつでもお貸しします。すべり台は、しめり気があったり、汗をかいたりしてすべりにくい時もあります。足を伸ばしたり、背中までついたりとかまさつを作らないように色々工夫してみてください。 |
| 3 | 81 | 地下であそんだときゆかがぬれてよくすべってしまっただけです。 | 9歳女 | 雨が続きたり、気温の関係でたまに地下室のしめり気が多くなります。そんな日に床がぬれてしまうようです。スタッフも気をつけていますが、みなさんの方が先に気づいたら、すぐに拭きに行きますので教えてください。 |
| 3 | 82 | 2Fのハンモックが気持ちがいい | 10歳女 | ありがとうございます。ハンモックは気持ちいいですよ。たまに、付き添いできている大人の人も気持ちよさそうに乗っていますよ。 |

| 区分 | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|------|--|-------|--|
| 3 83 | バスケットゴールが楽しかった。ロディの乗ってびっくりかえったのがこわかった。 | 6歳女 | バスケットゴールでは、みんな仲良く遊んでいますね。いつも楽しそうですね。感想ありがとう。ロディちゃんは、小さい子から大人まで、誰でも使える遊具です。が、乗り方によっては、バランスをとるのが難しい時もあるようです。気をつけて遊んでくださいね。 |
| 3 84 | のぼりぼうを上がるときに上まで上がってきて上につくときのはばをもう少し、近くしてほしい。 | 10歳女 | のぼり棒やはんどう棒、ネット階段等の高さや渡る幅は小学生が使いやすいように設計してあります。が、背の高い人もいれば低い人もいて同じ学年であってもこわいと感じるかもしれませんね。いろんな人に合わせて変えていくことは出来ませんので、幅は変えられません。でも安全を考えて設計してありますから、今度チャレンジしてみてください。 |
| 3 85 | 流しの水道のじゃ口が高すぎて、幼児が使い辛い。踏み台を置いてほしい。 | 60歳男 | 幼児が踏み台に登るのは危険が生じやすいので、ログハウスでは、踏み台の常設は止めています。お子さんが水を飲みにくかったり不便の場合は、スタッフに声をお掛けください。お手伝いいたします。 |
| 3 86 | いいところ地下がある。 | 女 | 地下室は、みんなに人気の場所です。これからも、色々工夫してもっともっと遊んでくださいね。 |
| 3 87 | スライムを作って遊びたい。 | 6歳8歳女 | ログハウスで楽しく遊べるように考えてくださってありがとう。スライムは床に落としたりすると、すべて危ないのでログには向かないかもしれませんね。スタッフでももっと楽しくなるように色々と考えていきますね。 |
| 3 88 | 絵が高い所にあって見えなかった。 | 11歳女 | エントランス(入口)の上の方に展示してある絵のことですね。ログハウスの中では、みんなが元気よく遊んでいるので低いかべも部分に展示すると、汚れたり破れたりしてしまうかもしれません。みんなの手のとどかない所をえらんで貼ってあります。遠くへはなれて見ると少し見やすくなると思います。 |
| 3 89 | 男の子が走っていてあぶない。もっと大きな子も楽しめるようにして下さい。あともう少しアトラクションをふやして。 | 女 | ご意見ありがとうございます。ご意見のように「小学生・中学生が走らずに楽しめるもの」実は私たちスタッフも常に考え悩んでいるところです。遊具はこれ以上増やすと狭くなってしまいます。今あるものを工夫して、どんな楽しみ方があるのか良いお知恵があったら教えてください。幼児から中学生までが遊んでいますので、せめてもと私たちは、大きな子どものはげしく走る鬼ごっこは安全上禁止しています。 |
| 3 90 | 女子トイレが1つしかないの、「おそいで」とドアをたたかれた。数をふやしてほしい。 | 12歳女 | 女子トイレは、和洋1ヶ所づつあります。その他にもう1つ広いトイレもあります。どれでも使えるので安心して使って下さい。 |
| 3 91 | 蚊が多すぎる！！ | | そうですね。自然の中に建っているログハウスなので、どうしても虫が入ってきてしまいます。薬を用意していますので、さされてしまったら、いつでもスタッフに声をかけて下さいね。 |
| 3 92 | いろいろなゆうぐがあったのしいです。(他2通) | | 楽しく遊べてよかったですね。また遊びに来て下さい。 |
| 3 93 | もっと幼児が楽しく遊べるような場所を工夫したほうが良いと思います。今のブロックの場所をおえかき広場とか。ちかのかべになんかいろをぬったりしてもいいとおもいます。ブロックの所をひろくして数をふやしたらいいと思います。ちかに絵をかいて、おなじのをみつけるのもいいと思います。そしたら楽しくなると思います。 | 11歳女 | 幼児のことも考えてくれて、ありがとうございます。夢中で遊んでいると「こうなったらいいな」と色々考えつくのですね。ブロックは下に広げてしまうと危ないし、自由に遊ぶスペースが狭くなってしまいますので、今の場所になっています。お絵かきは、テーブルコーナーで遊んでもらっています。今の場所が一番よいだらうという私たちの結論ですが、いかがですか？地下のかべについては楽しそうなアイデアですね。ありがとうございます。しばらくお時間をくださいね。スタッフで検討していきます。 |
| 3 94 | トランポリンルームみたいのをつくってくれと安全でいいと思います。あと、トランポリンをへいじつの午前だけではなくいつもやっているといいと思います。 | 10歳女 | 残念ですが、トランポリンルームのスペースをとる広さがありません。なぜ平日の午前だけかという、トランポリンは幼児用で体重制限があるからです。小学生には使えなくてごめんなさい。 |
| 3 95 | 遊びどうぐをもっと多くして欲しい。ボールがやわらかすぎて入らない。一つぐらいかたいのがほしい。 | 11歳男 | ログハウスで使うボールは、安全性を考えて布製を使っています。その他の遊び道具も工夫して楽しく使ってみてください。色々な遊びを考え出してくれたらうれしいです。 |

| 区分 | | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|----|-----|---|-------------|---|
| 3 | 96 | あたまにぼうがあたる。すべり台がすべりにくい。 | 11歳女 | ・二階にある はりのことでしょうか。 はりは ログハウスを支える大事な部分です。 ログハウスは、危険から自分を守る力を育てて欲しいという願いもあり、はりなどをかくさず体をかがめて通る様に作られています。 あわてず気をつけて楽しく遊んで下さいね。 ・すべり台がすべりにくい時は、背中までつけるようにするとすべりやすくなります。 冬は静電気でパチパチしやすいので、気をつけて下さいね。 |
| 3 | 97 | いろ×2な学校の絵がかざってあってとてもいいですね。 | 女 | ありがとうございます。この絵を見に、おじいちゃん、おばあちゃんと来るご家族もあり、うれしいです。まさに ログハウスは、子どもたちの 砦 ですね。 |
| 3 | 98 | いろいろなあそびばがあるのでよかったです。いっぱいあそび道具があって、わたしのおとうとも楽しかったといっていました。地下室がある遊べる場所は、初めてです。 | 7歳女 他1件 | 楽しくあそべたようでよかったです。いっぱいあそびに来て下さいね。 |
| 3 | 99 | 上にトラップつくって！てい学年で遊べる遊具を作ってください。・・など | 11歳女 他3件 | ログハウスは小さな建物の中色々な遊びができるように工夫されています。スタッフで検討しましたが、残念ですがトラップ設置はログハウスには無理なようです。ごめんなさい。 |
| 3 | 100 | かいだんが小さくて のぼりおりがこわい。 | 10歳女 | ログハウスの階段は 少しせまくて急になっています。 あわてず ゆっくり のぼりおりして下さいね。 |
| 3 | 101 | かいだん横のいすは だれもすわらない。だから いらない。 | 11歳男 | たまたまだれも使っていない時だったのですね。 階段横のスペースは結構人気で、子どもたちがおしゃべりしたり、ちょっと休む時などによく使われています。 |
| 3 | 102 | かくれられる場をふやしてほしい | 11歳女 | かくれんぼをたのしみたいのですね。よく見ると ログハウスの中にもかくれられる場所をいろいろ発見できますよ。 みなさんの工夫で楽しいあそびを見つけて下さいね。 |
| 3 | 103 | クリスマスツリーがきれいだった！あみのベットがすきです！ | 12歳女 | ありがとうございます。 これからも ログハウスの好きなところをどんどん見つけて 教えて下さいね。 |
| 3 | 104 | 地下でひざをつきまくってけがをした。 地下を高くしてほしい。 地下で頭をぶつけまくった。 | 9歳女 他 | 地下でどんな遊びをしたのでしょうか。けがをしたらスタッフに知らせてもらうとやさしく手当をしてあげますので教えてくださいね。 地下の高さは簡単に高くしたり低くしたりすることはできません。今ある高さに合わせて、頭をぶつけないように頭を低くして、ひざもけがをしないようにズボンをはいてくるとか、けがをしないようなハイハイをしてみるとか考えて遊んでみましょう。 地下迷路を設計した人は、きっと忍者のようにはいまわる姿勢は子どもたちの冒険心をかきたてると思ったのではないのでしょうか。 |
| 3 | 105 | 地下のにおいがくさい。 | 11歳女 | 地下は、毎日スタッフがぞうきんがけをしています。 小さいですが換気口もあります。 においが気になる時は、すぐにスタッフに教えて下さいね。 |
| 3 | 106 | ツイスターなどのあそびものがあるといいと思います。 | | ログにはツイスターやトランプ、ジェンガなどのゲームも平日の14時から16時まで貸し出しています。 いつでも声をかけて下さい。 |
| 3 | 107 | とびばこのテープの所がとれていてとんだらくずれてやりにくかった。こわかった。 | 12歳女 9歳男 | そうですね。ところどころテープが取れていますね。気をつけてスタッフが時間を見つけては補修するようにします。 |
| 3 | 108 | のぼりぼうのすきまを、もうちょっとせまくしてほしい。 | 11歳女 | のぼり棒のすきまは、ログハウスを使用する学年や安全を考えて設計されています。 体型によっては こわいと感じるかもしれませんが、気をつけてチャレンジして下さい。 |
| 3 | 109 | バランスボールであそべるようにしてほしい。 | 10歳女 | バランスボールが好きなのですね。 バランスボールは、体のさまざまな部位(背中、おなか、足など)を調整したり きたえたりする道具です。しかし 不適切な使い方をした場合とても危険です。 そこで約束事を決めて 使えるようにしていきたいと思います。 みなさんが 約束を守って上手に使ってくれたらうれしいです。 |
| 3 | 110 | ハンモックなどのつなをもうすこしやわらかくしてほしい。 | | どうしてやわらかいほうがいいと思ったのでしょうか。 足が痛かったのでしょうか。 やわらかいつなになると 切れやすくなってしまいますので、かたいつなになっています。 ごめんなさいね。 足の裏をきたえるつもりで 使って下さい。 |

| 区分 | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|----|-----|------------|--|
| 3 | 111 | 9歳女 他1件 | どうしてやわらかい方がいいと思ったのでしょうか。足が痛かったのでしょうか。柔らかいつなになると切れやすくなってしまいますので、硬いつなになっています。ごめんなさいね。足の裏を鍛えるつもりで、使ってください。(21年11月号分より) |
| 3 | 112 | 12歳女 | ありがとうございます。 みなさんが楽しく安全に遊べるログハウスであるように、これからも努力していきます。 |
| 3 | 113 | 12歳女 | 本が好きなんですね。とても嬉しいです。ログハウスは基本的に体を使って遊ぶ所です。本を増やす予定は今のところありません。今ある本をどんどん読んでみて下さい。希望の本を読みたい時は、図書館や地区センターを利用してください。 |
| 3 | 114 | 10歳女 | 残念ですが、ログの中の広さや高さは、どうする事もできません。地下の高さは実はそこがとても魅力です。地下で頭をぶつけそうだったら、ぶつけないように頭を低くして通るとか、つみきの部屋もせまいなりにいろいろ考えて工夫して遊んでみて下さい。 |
| 3 | 115 | 11歳女 | 冬は日が暮れるのが早く、すぐ暗くなりますよね。暗くなってくるといつもの電気に加え、窓側の電気をつけるようにしています。又、積み木を置いてあるアルコーブには現在電気がついていませんが、つけてもらえるように横浜市にお願いしています。明るくしてほしい場所が他にもありましたら教えて下さいね。 |
| 3 | 116 | 10歳女 | ぬり絵を楽しんでくれてありがとう。ぬり絵は年1回6種類をスタッフで選んでいます。引き出しの都合で6種類にさせてもらっています。毎年4月に新しいものになりますので、楽しみにしてください。ぬり絵のリクエストがありましたら、知らせて下さいね。 |
| 3 | 117 | 9歳男 | バランスボールは 小さな事故が重なったため 片付けました。あなたは、バランスボールが好きなのですね。バランスボールの使用注意書きを見ると『小学生以上の使用時は、必ず保護者又は指導者が付いて指導する。』と、書かれています。ログハウスに指導者を置く事は出来ませんがバランスボールがとても人気があるので、ログハウスでは約束事を決めて使用してもらいたいと思います。あなたのアイデアを是非スタッフに教えてください。一緒に約束事を作りませんか？スタッフに声をかけて下さい。 |
| 3 | 118 | 9歳男 | バスケットゴールは大人気、やりたくてもなかなか順番がまわってこなかったのでしょうか。大きな子が遊んでいて代わってと言えなかったのでしょうか。そんな時はスタッフに相談してくださいね。又、月曜日～金曜日の午前中に未就学時用のバスケットゴールを用意しています。小学生は使えませんが、小さい子が楽しめるように低い位置にしています。 |
| 3 | 119 | 8歳女 | 2階は屋根が低かったり、建物を丈夫にするはりという木があったり、頭をぶつけることもありますね。体を低くしたり高くしたりぶつからないように体を動かして遊んでください。 |
| 3 | 120 | 保護者 | 暖かい言葉の入ったご意見ありがとうございました。3月1日に修理完了しました。 |
| 3 | 121 | 10歳女 | 地下のことでしょうか。元気に遊ぶことが好きな子も時々隠れて遊ぶことがすきなことがあります。地下はまさに隠れ家の迷路です。時にはイタズラ書きがありますがいけませんよ。 |
| 3 | 122 | 10歳女 | 残念ながら外の遊具はログハウスではふやせないのです。公園土木事務所でお願ひできます。楽しく遊べてよかったです。 |
| 3 | 123 | 10歳女 | 「またくるよ」私たちにとてもうれしい言葉です。「待ってますね」 |

| 区分 | | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|----|-----|--|--------------|---|
| 3 | 124 | 二かいのネットがねころんだりするといたいからもうちょっとやわらかくしてほしい。2かいから1かいにいくときのみどりのぼうがちかえてだれでもおられるようにしてほしい。 | 9歳男 | 2階のネットはやわらかくすると切れやすくなるので少し我慢してもらえればありがたいです。みどりの棒はのぼり棒と言います。降りるのは勇気がいりますね。みんな最初はこわいようです。いつかきつと降りられるようになり、うれしい気持ちを味わえると思います。 |
| 3 | 125 | もう少しゆうぐがあった方がみんなも楽しくあそべると思う。それとボールの数をふやしてほしい。あとバスケットゴールをなおしてほしい。あとほんかくてきなボールをよいしてほしい。 | 11歳女 | 次々にアイデアが浮かぶのですね。遊びが大好きなのですね。遊具の件は残念ですがこれ以上は無理です。ボールの数は検討してみます。バスケットゴールは少し曲がっていますね。しっかり固定されているので点検を頼んでみます。 |
| 3 | 126 | もっとたのしくあそべるゆうぐをください。 | 7歳女 | どんな遊具がほしいのでしょうか。こんなものというアイデアがあったら是非教えてくださいね。 |
| 3 | 127 | もっと楽しくするにはのぼりぼうをまわらなくしたぼうがいいとおもいました。 | 10歳女 | のぼり棒は多少動きゆとりのある方が登りやすくよいようです。でも、専門家に確認してみます。 |
| 3 | 128 | もっとひろくして、あたらしいゆうぐをふやしてほしい。 | 10歳女 | 残念ながら広くすることはできませんが、新しい遊具のアイデアがあれば教えてくださいね。 |
| 3 | 129 | もっとゆうぐをもっとあんぜんにしてホシイ。下から上にのぼるゆうぐをちゃんとあんぜんに上にいけるようにしてホシイ。地下をもっと楽しく(絵とか)もうちょっとキレイにしてホシイ。 | 10歳女 | ログハウスの遊具は太い木やかたいロープでできていて安全には気を配って作られています。下から上がる時にこわい思いをしてしまったのでしょうか。下から上がる遊具の下にはマットを敷いてケガをしないように気を配っています。地下は迷路になっていてちょっとどきどきするようにわざと暗いところも作っています。絵を描いて楽しくするとは考えていませんでしたが、絵があったらすてきかも知れせんね。 |
| 3 | 130 | 地下がありとても楽しかったです。かくれる場所も多くてかくれんぼも楽しくできました。(その他、遊具がいっぱいあって楽しかった。ぬりえが楽しかった。など楽しかったという感想が13名いました。) | 10歳女 他13名 | 地下は迷路になっているのでかくれる場所としてもいいですよ。みんな楽しく遊べて良かったです。 |
| 3 | 131 | ぐるぐるのすべりだいもっと長くしてーのぼり棒がくるくるしてのぼりにくい | 9歳女 | 滑り台はこれより長く作り変えることはできません。我慢して今のまま使ってくださいね。のぼり棒は上り下りしやすいように少しくるくる回るように設置されています。頑張って練習してみてくださいね。 |
| 3 | 132 | おりがみが1人2まいなのに、ぬりえが1人1まいなんですけど、なんでぬりえは1人1枚なんですか？ | 10歳女 | ぬりえをていねいにぬると時間がかかります。一枚をていねいにぬってください。そんな気持ちを込めて一枚にしています。 |
| 3 | 133 | ひくい所があったから 高くしてほしい。 | 9歳女 | 低い所高い所、変化があるように建てられています。低いところは、体を低くしたりハイハイしたりして、工夫して遊んでみてくださいね。 |
| 3 | 134 | かいだんが小さい | 9歳女 | 確かに階段は小さいですよ。階段を狭くしてあるのはきつと2階にのぼって新しい世界をのぞく時ワクワクしながらゆっりのぼっていく子供の気持ちを考えてだと思えます。気をつけて通ってくださいね。 |
| 3 | 135 | ニャンパクはおもしろかったけど、2かいのハンモックのところの上の のっかるところにタオルやシーツをつけてほしいです。 | 10歳女 | おもしろかったのはとても良かったです。2階のハンモックはごめんなさい、寝るところではないのでタオルやシーツをつけることはできませんが、あなたのように寝てみるのもおもしろそうですね。これからも工夫して使ってくださいね。 |
| 3 | 136 | あかちゃん遊びルームを作る。 | 9歳女 | ログハウスは色々な年齢の人が遊べるようになっています。ごめんなさいね、赤ちゃんだけのお部屋を作ることはできません。 |
| 3 | 137 | 困ったこと なんか、こわれたものがあった | 11歳女 | 何がこわれていたのでしょうか。今度教えてくださいね。 |
| 3 | 138 | ソフトとび箱の数が少ない | 10歳男 | ごめんなさいね。今より多くすると邪魔になってしまいます。今ある数で遊んでくださいね。 |
| 3 | 139 | あみがいたいから、べつのにしてほしい | 11歳女 他1名 | ごめんなさいね。あみを取りかえることはできません。足の裏をきたえるつもりで遊んでくださいね。 |
| 3 | 140 | ちかにマットをひいてほしい！ | 11歳女 他4名 | 地下にマットは、湿ってしまうので置くことはできません。ごめんなさいね。 |

| 区分 | | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|----|-----|---|-------------|---|
| 3 | 141 | バスケットボールのいれ物がまがっています。 | 11歳女 他1名 | 確かにバスケットゴールは少し曲がっていますね。ログハウスでも専門の人に点検してもらったところ、使って大丈夫と言われていました。今までのように上手に使ってください。でも、ゴールにぶら下がることは禁止しています。 |
| 3 | 142 | もっとあそぶものをふやしてほしい | 11歳女 他4名 | 遊ぶものはどんなものでしょうか。今度教えてくださいね。 |
| 4 | 143 | 外の公園もあり良さそう。またきます。小学生 男子何人が走り回り、幼児がこわがり、危なくあそべず退室するハメに。私達が注意しても聞く耳もたずでした。スタッフの人何人もいますので注意して下さい。*皆の意見です。 | 2歳女 保護者 | ご意見をいただいた4月6日は、小学校入学式のため早く帰って来た子供たちでいっぱいでした。この日、小学生の子供たちが来た際に、スタッフは「小さい子がいるので、激しく走り回らないでね」と注意をしています。それでも危ないと感じたので、スタッフが真ん中に立ち見守りをしていました。しかし、この日お子さんがこわがり退出することになってしまったようで申し訳ありませんでした。このような時子供たちに注意が徹底するようにこれからも努めていきたいと思ひます。 |
| 4 | 144 | つみきの家をこわされた。(わざと) 注意してほしい。 | 10歳女 | せっかく作ったのにこわされてしまって、いやな思いをしてしまったのですね。いやな時は「やめて」と言ってみましょう。もし、それでもダメな時はスタッフに言いに来て下さいね。 |
| 4 | 145 | すべり台でおりる時、下からくる人がいるから、やめてほしい。言いかけを強化してほしい。 | 9歳女 | ご意見ありがとうございます。すべり台を下からのぼると、すべってくる人とぶつかってあぶないですね。遊びにもルールがありますよね。あなたのように、子どものなかからその声が出るのはうれしいです。皆が楽しく安全に遊べるように スタッフもすべり台は特に注意して見ているし、下からのぼる子を発見した時は 必ず声かけをしているのですが、なかなか下からのぼる人がいなくなりません。遊びに夢中になってついおぼってしまうのかな。これからも注意していきたいと思ひます。 |
| 4 | 146 | スタッフさんが声をかけるのではなく、放送を入れたほうがいいのか？ (6年 女) | 12歳女 | その状況でスタッフが判断して個別に声をかけたり放送を入れたりしています。 |
| 4 | 147 | トイレのスリッパをかさねているスタッフさんがいた。きたない。(5年 女) | 11歳女 | ログハウスをご利用の皆さんが快適にお使いになれるように気を配っています。トイレのスリッパは次の日の朝表も裏も丁寧に一足ずつ拭いています。すりっぱを重ねているのをご覧になったのはスリッパ清掃前のことと思ひます。その後一足ずつ拭いていますが重ねないようにもっと配慮すればよかったと思ひています。教えてくださいありがとうございます。 |
| 4 | 148 | ボールがゴールにはまってしまったときに、係りの人がすぐとってくれたので、楽しく遊べました。 | 10歳女 | 楽しく遊んでもらえてよかったです。これからも困ったことがあったら、すぐにスタッフに声をかけて下さいね。 |
| 4 | 149 | もっといろいろなことをちゅういしてほしい。 | 9歳女 | 思うように遊べないことがあったのでしょうか。どんなことで困ったのでしょうか。なるべく自分で解決できるようにしてほしいところですが、でも手に負えないようでしたらスタッフに言ってください。 |
| 4 | 150 | スタッフの人がいつでもみまもってくれる。 | 9歳女 | そのように言ってもらえるととてもうれしいです。これからもみなさんのことを見守っていききたいと思ひます。 |
| 5 | 151 | 登り棒が、幼稚園のとき友だちができて私は出来なかったけど、ここで練習したらできるようになって嬉しかった。 | 9歳女 | よかったですね。ログハウスでいろいろな遊びを体験して、難しいことにもたくさんチャレンジしてみてください。 |
| 5 | 152 | 中2いじょうの人はきちゃだめ | | この施設は中学3年生までのお友達が楽しく遊べる施設です。幼児から中学生まで、こども同士なかよく遊んでくださいね。 |
| 5 | 153 | 次の休館日は何月何日の『は』と『月』と『日』がうすくて見づらいからこくしたほうがいい。 | 9歳女 | 教えてくださいありがとうございます。早速こくしましたので、見えると思ひます。 |
| 5 | 154 | 有料でいいので駐車場を... | 保護者 | ログハウスは 公園内の施設なので、駐車場設置は 当初から想定されていません。 今回のご意見は、今年度公共建築物簡易点検で横浜市に伝えました。 現状は、近隣の有料駐車場やなるべく公共の交通機関を使うなど ご協力をお願いいたします。 |
| 5 | 155 | メシクレ | 90歳女 | ごめんなさいね。ご飯はあげられません。でも、90才の方が書いたとは思えません。いたずらはやめてください。 |

| 区分 | | 意見 | 年齢等 | 回答・対応 |
|----|-----|----------------------|------|---|
| 5 | 156 | すぐ人をうたがうなよ。 つまらなかった。 | 8歳男 | 誰がすぐに人を疑うのでしょうか？何か嫌なことがあったのですね。みんな元気に楽しく遊んで欲しいです。困ったことがあったらスタッフに教えてくださいね。 |
| 5 | 157 | タイムマシンつくって、ドコデモドアもね | 11歳男 | ログハウスを使っているうちにタイムマシンを作って欲しいと思ったのですね。嬉しいです。でも、ごめんなさい。タイムマシンを作ることはできません。(ドコデモドアも) |
| 5 | 158 | 全々(然?)楽しくなかった。きもい | 35歳男 | 何かいやなことでもあったのでしょうか。ただ、35才の人が書いたとは思えません。いたずらはやめてください。 |

戸塚区区民利用施設協会経理規程

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、戸塚区区民利用施設協会の経理の基準を定め、財務管理及び予算を適正に執行することを目的とする。

（会計処理の基準）

第 2 条 協会の会計に関しては、法令及び規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 3 条 協会の会計は、その事業活動及び財政状態を明らかにするために、会計処理を行うにあたり、複式簿記の原則のより、整然かつ明瞭に記録し、計算しなければならない。

（経理事務の範囲）

第 4 条 この規程において、経理事務とは次の各号に掲げる事項をいう。

- （ 1 ） 予算及び決算に関する事項
- （ 2 ） 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- （ 3 ） 金銭の管理に関する事項
- （ 4 ） 契約に関する事項
- （ 5 ） 債権債務の管理に関する事項
- （ 6 ） 物品等の管理に関する事項
- （ 7 ） 税務に関する事項

（会計年度）

第 5 条 協会の会計年度は、協会年度第 18 条の規定により、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（年度所属区分）

第 6 条 協会の収入及び支出の年度所属区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。ただし、これにより難しい場合は、その原因である事実を確認した日の属する会計年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、光熱水費等その原因である事実の発生した期間が 2 年度にわたるときは、支払日の属する会計年度とする。

(会計職員)

第 7 条 協会は第 4 条に規定にする経理事務を行うため、次の各号に掲げる会計職員を置く。

- (1) 会計責任者
- (2) 出納責任者
- (3) 経理担当職員

2 会計責任者は事務局をもって充て、第 4 条に規定するすべての事務を総括する。

3 出納責任者は、事務局及び施設長を置かない施設にあつては事務局長が兼任し、施設長を置く施設ににあつては施設長をもって充て、会計責任者の命を受けて、金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。

4 経理担当職員は、事務局において事務局職員、施設にあつては施設指導員、指導員のいない施設にあつては、出納責任者の指定した者とし、出納責任の命を受けて、その事務のうち所管の部署に属する金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。

(会計単位)

第 8 条 協会の会計は、これを一般会計及び特別会計に区分して整理する。

2 特別会計は、特定の事業を行うため、特定の収入をもって特定の支出に充てる場合に設けることができる。

3 会長は、特別会計を設ける場合は、理事会の議決を得なければならない。また、廃止する場合も同様とする。

第 2 章 予 算

(予算の基準)

第 9 条 協会の予算は、事業計画の確立の事業の円滑な運営を図る目的をもって、収入予算については、収入を適切かつ厳正に確保するとともに、支出予算については、最小の経費でその目的を達成し、かつその効果を発揮するように努めなければならない。

2 協会の収入及び支出は、すべてこれを予算に計上しなければならない。

(予算の編成)

第 10 条 会長は、毎会計年度ごとに予算を作成し、理事会の議決を得なければならない。

- 2 予算は、会計単位ごとに編成し、予算科目は収入支出とも中・小に区分しなければならない。
- 3 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費として相当と認める金額をあらかじめ支出予算に計上することができる。

(補正予算)

第11条 予算の成立後に生じた事由により、予算に変更を加える必要があるときは、会長は、補正予算を作成し、理事会の議決を得なければならない。

(予算の執行及び流用)

第12条 予算の執行は、予算の範囲内で行う。ただし、収入についてはこの限りでない。

- 2 会長は執行上やむを得ない場合に限り、予算を流用することができる。

(収入予算の執行)

第13条 収入予算の執行をするときは、収入伝票をもって決裁を受けなければならない。

(支出予算の執行)

第14条 支出予算の執行をしようとするときは、あらかじめ支出伺をもって、決裁を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 給与 (協会常勤職員就業規則第 3 3 条に規定するものをいう。)
 - (2) 賃金 (協会時給職員就業規則 2 0 条に規定するものをいう。)
 - (3) 社会保険料 (厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び労災保険料)
 - (4) 旅費
 - (5) 光熱水費、電話代等の公共料金で銀行口座からの自動引落とし手続をした経費の支出。
 - (6) 第28条第 2 項に規定する小口現金により、支出するとき。
- 2 支出伺には、見積書を添付しなければならない。
 - 3 前項において、契約の性質上、見積書を添付することが適当でない場合にはその支出の内容を説明する資料を添付しなければならない。
 - 4 支出伺の首標金額を訂正するときは、出納責任者が訂正しなければならない。
 - 5 支出伺には、支出予算を差し引いたことを示す支出伺ナンバ - を記録しなければならない。

(支出予算の配付)

第14条の2 会計責任者は、出納責任者に支出予算を執行させようとするときは、予算の範囲内で出納責任者に対し、支出予算を配付しなければならない。

第3章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第15条 勘定科目は、別に定める。

(帳簿及び伝票)

第16条 各会計単位においては、次の各号に掲げる会計帳簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。

- (1) 主要簿
 - ア 総勘定元帳
 - イ 仕訳伝票
- (2) 補助簿
 - ア 予算差引簿
 - イ 補助元帳
 - ウ その他会計に関し必要な帳簿

第4章 出 納

(会計処理)

第17条 会計の取扱は、帳簿会計方式とする。

2 すべての取引の帳簿整理は、伝票によって行うものとし、補助簿の記載する場合も伝票に基いて行うものとする。

3 発行する伝票には証拠書類を添付し、出納責任者の承認印を受けなければならない。

(取引金融機関)

第18条 協会が金融機関との取引を開始し、又は終了しようとするときは、出納責任者の承認を得なければならない。

(収入の扱い)

第19条 金銭の収納は、収入に係わる関係書類に基いて行わなければならない。

2 収納した金銭は速やかに、金融機関に預け入れなければならない。

(戻入の扱い)

第20条 支出の過誤払となった金銭又は返納金及び前金払いの残額は、その支出を行った科目に戻入しなければならない。

(支出の原則)

第21条 支出は協会の債務が確定し、支払義務が発生した後に、正当な債権者のために行うものとする。ただし、前金払いをしようとする場合はこの限りでない。

(支出の扱い)

第22条 金銭の支払は、当該経費の支出に係わる執行伺、支出伺、債権者の請求書その他を支出の根拠を証する書類等に基づいて行わなければならない。

2 出納責任者は、前項の書類を照合、審査し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確認した上で金銭の支払を行わなければならない。

3 金銭の支払方法は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として債権者の預金口座への振込により行うものとする。

(1) 第28条に規定する小口現金をもって支払う経費

(2) 慣習上現金をもって支払うこととされている経費

(請求書)

第23条 前条第1項に規定する請求書には、債権者に次の各号に掲げる事項を明瞭に記載させなければならない。

(1) 請求金額、その内容及び算出基礎

(2) 債権者の住所及び氏名(法人にあつては、法人名及び代表者名)

(3) 請求年月日及び請求印(法人にあつては、代表者の印)

2 前項第3号に規定する請求印は、契約書及び見積書と同一の印でなければならない。ただし、第14条第1項の各号に規定するものについては、この限りでない。

3 サインを慣習とする外国人の自署は、前2項に規定する請求印と見なす。

4 請求書の請求金額以外の記載事項については、請求印をもって訂正することができる。

(支払理由書)

第24条 前条に規定する請求書を債権者に提出させることが困難なものについては、支払理由書をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する支払理由書には、金額、算出基礎、支払事由、債権者住所氏名等を明記し、出納責任者が記名押印しなければならない。

3 第22条から第24条1項までの規定にかかわらず、次に掲げるものについては、請求書に代えるものとする。

- (1) 給与及び社会保険料については、支払内訳書
- (2) 旅費については、出張簿の写又は旅費請求内訳書
- (3) 第29条に規定する自動口座振替払を行うときは、公共料金事業者からの検針票、口座振替払通知書及びこれらに準じるもの

(領収書の徴収)

第25条 金銭の支払を行った場合は、請求書と同一の記名押印または署名のある領収書を徴しなければならない。ただし、第22条第3項に規定する口座振込による支払を行った場合は、取扱金融機関の受領書をもって債権者の領収書に代えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、祝金、見舞金、香華料等やむを得ない事由により、領収書を徴することができないものは、その支払が正当であることを証明した支払証明によって領収書に代えることができる。
- 3 前項に規定する支払証明書には、支払金額、支払事由、支払先及び支払年月日等を明記し、出納責任者の確認印を受けなければならない。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、領収書又は領収印に代えるものとする。
 - (1) 第28条に規定する小口現金による支払については、レジスタ - によって発行される金銭の受領事実を証明する書類
 - (2) 第29条に規定する自動口座振替払については、公共料金業者からの口座振替払済通知書及びこれに準じるもの

(戻出の扱い)

第26条 収入の過誤納となった金銭は、その収入を行った科目から戻出しなければならない。

(前金払)

第27条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (2) 機器リ - ス料及び委託費のうち前金払を必要とする経費
- (3) その他会計責任者が特に必要と認める経費

(小口現金)

第28条 会計責任者は、小口の経費支払に充てるため、出納責任者に20万円を限度として、現金を保管させることができる。

- 2 小口現金は、1件10万円を限度額として、第22条第1項に規定する支出の扱いによりがたい経費の支払に充てることができる。ただし、祝金、見舞金、香華料の限度額については、この限りでない。

- 3 第22条から第25条までの規定にかかわらず、前項の支払については、支払先からの領収または支払を証明する書類のみを徴することとする。この場合において、領収書又は支払を証明する書類は、その支払内訳を明らかにしなければならない。
- 4 出納責任者は、小口現金受払簿を備えて小口現金の受払を明らかにしなければならない。
- 5 出納責任者は、小口現金とその他の現金とを混同してはならない。

(自動口座振替払)

- 第29条 第21条及び第22条の規定にかかわらず、公共料金の支払については、自動口座振替払を行うことができる。
- 2 公共料金事業者及び取引金融機関に自動口座振替払を申込むときは、会計責任者の承認を受けなければならない。
 - 3 出納責任者は、自動口座振替払を行う公共料金事業から検針票、口座振替払通知書及びこれらに準じるものが送付されたときは、速やかに仕訳伝票を起票しなければならない。

(月次報告)

- 第30条 会計責任者は、毎月末日において試算表を作成しなければならない。
- 2 会計責任者は、前項の試算表作成にあたり、総勘定元帳の金額に基いて関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。また、預金についても、取引金融機関の残高と照合、確認しなければならない。

第5章 契 約

(契約の原則)

- 第31条 協会における売買、賃貸、請負、その他の契約(以下「契約」という。)に関しては、法令、規約、規程又は予算の定めるところに従い、会長が締結しなければならない。
- 2 契約の期間は当該年度を越えて契約することができない。ただし、性質上会計年度を越えざるを得ないときはこの限りでない。

(契約の締結方法)

- 第32条 契約を締結しようとするときは、契約に必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 1 件 1 0 万円未満の契約をする場合。
- (2) 契約の性質または目的により、契約の相手方を特定せざるを得ない。
- (3) 災害の発生などにより、緊急を要するとき。

(契約書の作成)

第33条 会長は、契約の相手先が決定したときは、契約書を作成し、契約の目的、契約金額、及び履行期限等に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約期間
- (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (4) 前金払及び部分払の方法
- (5) 賃金又は物価の変動に基く契約金額の変更又は契約内容の変更
- (6) 監査及び検査
- (7) 契約に関する紛争の事項
- (8) その他必要な事項

2 前項の規定により、契約書を作成するときは、会長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の省略)

第34条 前条第 1 項の規定にかかわらず、契約金額が 1 0 0 万円未満の契約をするときは、契約書の作成を省略することができる。

2 前項の規定のより、契約書の作成を省略する場合においても、契約履行に必要な要件を記載した見積書、請書その他これらに準ずる書類を徴さなければならない。

(検査)

第35条 会長は、請負契約、物品の買入等の契約について履行の届出があったときは、職員に検査を行わせる。

第6章 決算

(決算)

第36条 会長は、会計年度末日において決算整理をし、年度終了後2ヶ月以内に次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

第7章 物品等の管理

(物品の分類)

第37条 物品は、次の各号に掲げる区分により、分類しなければならない。

(1) 備品

定価が15,000円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のもの。

ただし、図書については、定価が8,000円以上のもの。

(2) 消耗品

前項に掲げる物品の分類に属さないもの。

- 2 前項の規程にかかわらず、区との委託契約書等で別段の定めがある場合は、その例による。

(現物管理)

第38条 出納責任者は、備品台帳等を備え備品の出納に関する事実を記載しなければならない。ただし、施設の図書コナ等の図書については、別に管理する。

- 2 出納責任者は、郵便切手及びはがきの管理については、管理簿を備えてその受払いを明らかにしなければならない。

(寄附の受納)

第39条 出納責任者は、金銭及び物品の寄附の申込みがあった時は、次の事項を記載した調書を作成し、伺書をもって会長の承認を受けなければならない。

- (1) 寄附者の氏名及び住所
- (2) 金額又は物品の品名、数量
- (3) 受入れについての意見

第 8 章 税 務

（ 税務の範囲 ）

第40条 本章において税務とは、協会の税金申告及び納付に関する業務をいう。

（ 税務の原則 ）

第41条 税務は、税務関係法令を適正に解釈適用し、適正な納税額の申告及び納税を行うものとする。

- 2 税務に関係する会計その他の処理については、適法かつ良好な納税条件を維持するために遺漏のないように留意しなければならない。

（ 公金外現金の扱い ）

第42条 業務遂行上生ずる預かり金等協会の所有に属さない金銭についても、公金と同様、次の各号により取り扱うものとする。

- 一 収入時は、預金口座又は小口現金に速やかに入金する。
- 二 源泉徴収預り金は遅くとも翌月10日までに国税収納機関に納付するほか、他の預り金も事案終了後、速やかに権利者に引き渡す。
- 三 収入時及び支出時に、科目「預り金」の伺書を作成する。

（ 補則 ）

第43条 この規程の施行について必要な事項は、協会の事務局長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 戸塚区区民利用施設協会経理規程（平成9年10月21日施行）は、廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、22年度の予算の執行分から適用する。

戸塚区区民利用施設協会就業規則

～ 協会事務局職員，地区センタ - 館長，コミュニティハウス館長，地区センタ - 副館長用～

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、戸塚区区民利用施設協会（以下「協会」という）と職員が相互信頼の上に立ち、秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって協会の発展および職員の地位・労働条件の向上を図ることを目的として定める。協会および職員は、この規則を遵守し、ともに協力して協会の社会的使命を達成することに努めなければならない。

2 職員の労働条件および就業等に関する事項は、この規則ならびに関係諸規定のほか、労働基準法（以下「労基法」という）その他の法令に定めるところによる。

(適用の範囲)

第 2 条 この規則は、協会事務局職員、地区センタ - 館長、コミュニティハウス館長、地区センタ - 副館長に適用する。その他の職員については別に定めるところによる。

(規則遵守の義務)

第 3 条 協会は、この規則に基づく労働条件により職員を就業させる義務を負い、職員の国籍、信条、性別、社会的身分を理由として、不合理な差別的取り扱いをしてはならない。

2 職員は、勤務に際しては職務上の責任を自覚し、誠実にこれを遂行しなければならない。

第 2 章 採用

(採用)

第 4 条 職員は事務局で選考し、会長が任命する。

2 前項の選考は、職務を遂行するために必要な能力・適性等を判定して行う。

(選考時の提出書類)

第 5 条 協会に採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 自筆の履歴書
- (2) 写真 (3 カ月以内に撮影したもの)

(採用時の提出書類)

第 6 条 新たに採用された者は、協会の指定する日時までに、次の書類を提出しなければならない。ただし、選考の際すでに提出してあるものは、この限りではない。

- (1) 住民票記載事項の証明書
- (2) 誓約書
- (3) 通勤の方法
- (4) 前職のあった者は、厚生年金被保険者証および雇用保険被保険者証
- (5) 給与所得の扶養控除申告書
- (6) 採用の年に給与所得のあった者は、源泉徴収票
- (7) 健康保険被扶養者届
- (8) その他協会が必要とする書類

(労働条件の明示)

第 7 条 協会は、職員の採用にあたっては、雇用通知書を交付することにより労働時間、賃金などにかかわる諸労働条件を明示する。

(記載事項の変更届)

第 8 条 第 6 条の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度すみやかに文書をもって届けなければならない。

第 3 章 勤務

第 1 節 勤務時間、休憩・休日

(勤務時間)

第 9 条 職員の所定労働時間、各日の始業および終業時刻は次のとおりとする。

(1) 所定労働時間

協会事務局職員 1 日 7 時間、週 35 時間

地区センター職員 1 日 7 時間、週 35 時間

ただし、日曜日・祝日については 7 時間 30 分の勤務とし、週 35 時間となるよう協会の定める日に 30 分を振り替えて休むこととする。

コミュニティハウス館長 1 日 7 時間、週 35 時間

(2) 始業・終業時間

協会事務局職員

| 曜 日 | 勤務形態 | 始業・終業時刻 |
|-------|------|--------------------------|
| 月曜日から | 早 番 | 午前 8 時 45 分・午後 4 時 45 分 |
| 金曜日まで | 遅 番 | 午前 10 時 00 分・午後 6 時 00 分 |

地区センター職員

| 曜 日 | 勤務形態 | 始業・終業時刻 |
|--------|------|-------------------------|
| 月曜日から | 早 番 | 午前 8 時 45 分・午後 4 時 45 分 |
| 土曜日まで | 遅 番 | 午後 1 時 15 分・午後 9 時 15 分 |
| 日曜日・祝日 | | 午前 8 時 45 分・午後 5 時 15 分 |

コミュニティハウス館長

| 曜日 | 勤務形態 | 始業・終業時刻 |
|-----|------|-----------|
| 週5日 | 早番 | 午前9時・午後5時 |
| | 遅番 | 午後1時・午後9時 |

(休憩時間)

第10条 休憩時間は1時間とする。

2 休憩時間は自由に利用することができる。

(休日)

第11条 休日は、次のとおりとする。

協会事務局職員

(1) 週日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(2) 年末・年始(12月29、30、31日、1月2、3日)

(3) その他協会が休日と定めた日

地区センター職員

(1) 協会があらかじめ定める1週につき2日の日

(2) 年末・年始(12月28、29、30、31日、1月1、2、3、4日)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。)の翌日から4週間以内で協会が定める日

(4) その他協会が休日と定めた日

コミュニティハウス館長

(1) 毎週2日とし、別に定める

(2) 年末・年始(12月29、30、31日、1月1、2、3日)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。)の翌日から4週間以内で協会が定める日

(4) その他協会が休日と定めた日

(休日の振替)

第12条 協会は、業務の都合その他必要あるときは、前条の休日を他の日に振り替えることがある。

2 休日を振り替える場合は、原則として1週間以内の特定日を振替休日として指定する。ただし、休日は4週間を通じ8日を下回ることはない。

(育児時間)

第13条 生後満1年に達しない乳児を育てる職員が、あらかじめ申し出た場合は、休憩時間のほかに、1日につき2回、それぞれ30分の育児時間を与える。

2 前項の育児時間は、無給とする。

(非常時の時間外および休日労働)

第14条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時的必要がある場合は、労基法33条の手続きを経て、所定の勤務時間を延長し、または所定の休日に勤務させることができる。

第2節 事業所外勤務および出張

第15条 協会は、業務上の必要がある場合は事業所外勤務または出張勤務を命ずることがある。

2 職員が協会の任務をおびて、所定労働時間の全部または一部につき、事業所外または出張で勤務する場合は、あらかじめ別段の指示をしない限り第9条に定める所定労働時間を勤務したものとみなす。

3 前項の業務の遂行につき、必要とされる労働時間が第9条に定める所定労働時間を越えることが通常の場合は、労使による協定を締結して、当該業務の遂行に通常必要とする労働時間を定める。

4 前項の規定により、勤務する職員は、当該協定により定めた労働時間を勤務したものとみなす。

5 出張旅費に関する事項については、第4章の規定による。

第3節 出勤、退出、遅刻、早退、その他

(出勤、退出)

第16条 職員は、始業時刻に仕事を開始できるように出勤し、終業時刻以降は特別の指示のない限り遅滞なく退出しなければならない。

(遅刻、早退)

第17条 始業時刻後に出勤した者は遅刻、終業時刻前に退出したものは早退とし、賃金の支払いについては、第4章の規定による。

(遅刻、早退および外出などの手続き)

第18条 職員が、遅刻、早退、私用外出、その他不就労の場合は、所定の手続きにより事前に所属長(事務局職員、地区センタ-館長及びコミュニティハウス館長については事務局長、地区センタ-副館長については地区センタ-館長。以下同じ)の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承認を得られなかった場合は、事後すみやかに届け出て承認を得なければならない。

(欠勤手続き)

第19条 職員が、病気その他やむをえない理由で欠勤するときは、その具体的事由と予定日数をあらかじめ所属長に届け出て、承認を得なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることができないときは、欠勤した日から3日以内に、届け出て、承認を得なければならない。

(診断書の提出)

第20条 職員が、私傷病により連続10日以上欠勤するときは、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。

(公民権の行使)

第21条 職員が、勤務時間中に公民としての権利を行使し公の職務を執行するときは、事前に所属長に届け出なければならない。

2 協会は、前項の権利の行使または職務の執行に支障のない範囲において、その時刻を変更させることがある。

第4節 休暇・休業

(休暇の種類)

第22条 協会の定める休暇・休業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 夏季有給休暇
- (3) 病気有給休暇
- (4) 特別有給休暇
- (5) 生理休暇
- (6) 産前産後休暇
- (7) 育児休暇
- (8) 介護休暇
- (9) その他協会が指定した休暇

(年次有給休暇)

第23条 職員の年次有給休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年次有給休暇年度の初日に在職する者に20日の年次有給休暇を与える。休暇の翌年度への繰り越し加算は、20日を限度としてこれを認める。

3 年度の途中で採用された者の年次有給休暇は、次のとおりとする。

| | | | | | | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|
| 採用月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 休暇日数 | 18 | 17 | 16 | 15 | 13 | 12 | 10 | 8 | 7 | 5 | 3 | 1 |

4 年次有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。ただし、協会が必要と認める場合は、半日を単位として取得することができる。

(夏季有給休暇)

第23条の2 職員が6月1日から9月30日までの間に勤務する場合は、1日を単位として2日の範囲内で夏季有給休暇を与える。

2 年度の途中で採用された者の夏季有給休暇は、次のとおりとする。

| | | |
|------|----------------|----------------|
| 採用日 | 6 / 1 ~ 7 / 30 | 8 / 1 ~ 9 / 30 |
| 休暇日数 | 2日 | 1日 |

3 夏季有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。

ただし、協会が必要と認めるときは、半日を単位として取得することができる。

(病気有給休暇)

第23条の3 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、20日の範囲内で病気有給休暇を与える。

2 病気有給休暇は、1日を単位とする。

3 職員は、病気有給休暇を取得する場合には、事前に理由を添えて協会に届け出なければならない。

4 前3項の届出には医師の診断書を添付しなければならない。ただし、3日以内の場合は、診断書に代わるものでも承認することができる。

(特別有給休暇)

第24条 次の各号の一に該当するときは、請求により連続した特別有給休暇を与える。ただし、生計を一にする姻族及び継父母のときは、血族に準ずるものとする。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 配偶者又は血族の父母が死亡したとき | 7 日 |
| (2) 血族の子が死亡したとき | 5 日 |
| (3) 血族の祖父母又は兄弟姉妹が死亡したとき | 3 日 |
| (4) 姻族の父母が死亡したとき | 3 日 |
| (5) 血族の孫、おじ又はおばが死亡したとき | 1 日 |
| (6) 姻族の子、祖父母、兄弟姉妹、おじ又はおばが死亡したとき | 1 日 |

- 2 職員が、服忌のために旅行をする場合は前項の休暇日数に、往復に必要な日数を加算する。
- 3 服忌休暇が重複する場合は、重複する一方の休暇を減ずるものとする。

(生理休暇)

第25条 生理日の就業が著しく困難な女性職員が休暇を請求したときは、必要日数の休暇を認める。このうち2日を限度に有給とする。

(産前産後休暇)

第25条の2 妊娠中の女性職員が請求した場合においては、出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)の有給休暇を認める。

- 2 出産した女性職員に、産後8週間の有給産後休暇を認める。

(育児休暇)

第25条の3 職員が育児休暇を請求した場合においては、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定するところにより育児休暇を認める。

- 2 前項の育児休暇は無給とする。

(介護休暇)

第25条の4 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態にある家族を介護する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、連続して60日の期間を限度として介護休暇を認める。

2 介護対象は配偶者（事実上の婚姻関係と同様の状態にある者を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）及び職員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

第4章 賃金

(賃金の締切日および支払日)

第26条 賃金は、毎月25日に、その月の全額を支払う。

2 当日が休日または金融機関の休業日に当たるときは、前項に定める支給日前の休日等でない日に順次繰り上げて支払う。

(非常時払)

第27条 職員が、次の各号の一に該当し、その請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、既往の労働に対する賃金をそのつど支払う。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 本人が退職し、または解雇されたとき。

(3) 本人または妻の出産のための費用を要するとき。

(4) 本人または家族の結婚、葬儀、天災その他の災厄もしくは傷病のための費用を要するとき。

(5) 本人がやむを得ない事由により一週間以上帰郷するとき。

(6) その他、協会がやむを得ないと認めたとき。

(賃金の支払および控除)

第28条 賃金は、その全額を通貨で直接職員にその内訳を示して支払う。ただし、法令に定められたもの等は控除する。また、賃金は本人の申し出により預金口座振り込みにより支払うものとする。

(日割計算の日数)

第29条 この規定で定める日割計算の場合の日数は、その月の労働日をもってする。

(平均賃金)

第30条 この規定および他の規則で用いる平均賃金の算出方法は、労基法第12条に定めるところによる。

(賃金控除)

第31条 賃金の一部を控除する場合において、賃金が月額をもって定められている場合は、日割または時間割計算でこれを控除して行う。

(端数計算)

第32条 賃金の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(賃金の分類)

第33条 賃金を次のとおり分類する。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 賞与
- (4) その他、理事会が必要と認めるもの

(基本給の対象となる労働)

第34条 基本給は、1カ月(暦月)の就業に対して支給する。

(退職または死亡した月の基本給)

第35条 職員が退職または死亡した場合、その月分の基本給は辞令日付(または死亡当日)までを日割計算して支給する。

ただし、欠勤のため基本給を支給しない場合を除く。

(基本給の額)

第36条 基本給の額は、採用時に相手方との合意により決定する。また、契約更新の場合も同じとする。

(欠勤した場合の計算)

第37条 職員が欠勤した場合、その月の基本給の取り扱いは第31条の規定に準じて支給する。

(遅刻、早退、外出の場合の計算)

第38条 所定労働時間の一部を休業した場合においては、その時間に対する賃金は支給しない。ただし本規定で別に定める場合においてはその規定による。控除のための計算単位は、30分をもって一単位とする。

(月度の中途の採用および休復職の取扱)

第39条 職員が、月度の中途より採用または休復職した場合は、基本給計算上、採用または復職前および休職後の所定労働日を欠勤したものと見なし、第38条に準じて取り扱う。

(通勤手当)

第40条 通勤手当は、通勤に要する交通費実費の勤務日数分、回数券購入金額、1か月の定期購入金額のうち、最も低廉な額を支給するものとする。

(賞与)

第41条 賞与の支給率、支給基準日については、その都度決定する。

(旅費)

第42条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務の都合または天災その他やむを得ない事由でこれによって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第5章 服務規律

(服務の原則)

第43条 職員は、この規則のほか、協会の規則および業務上の命令を遵守し、風紀・秩序の維持ならびに能率の向上に務め、お互いに人格を尊重し、誠実に勤務しなければならない。

(遵守事項)

第44条 職員は、勤務にあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 自己の職務は、正確かつ迅速に処理し、常にその効率化をはかること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、協会の方針を尊重し、常に、同僚とお互いに助け合い円滑なる運営を期すること。
- (3) 消耗品は、常に節約し、備品・帳票類は丁寧に取り扱い、その保管には十分注意すること。
- (4) 不正不義の行為により、協会の体面を傷つけ、または協会全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (5) 協会の施設、事務機器等をみだりに使用したり、許可なく私用に用いないこと。
- (6) 協会の許可なく、自家用車で通勤し、または業務に用いないこと。
- (7) 勤務時間中は、定められた業務に専念し、みだりに職場を離れまたは他の者の業務を妨げないこと。
- (8) 協会の許可なく、施設内等敷地内で、宗教活動、政治活動など業

務に関係のない活動を行わないこと。

(9) 協会の許可なく、施設内等敷地内で、業務に関係のない、集会、文書掲示または配布、および放送などの行為をしないこと。

(10) その他、協会が定める諸規則および協会の通達、通知事項を守ること。

(人事異動)

第45条 協会は、職員に対して、職場もしくは職務の変更その他人事上の異動を命ずることがある。

(雇用期間)

第46条 職員の雇用期間は、採用日から当該年度の末日までとする。ただし、各期毎の指定管理者の期間を限度として再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず65歳に達したときには、次年度以降の再任は行わないものとする。

(退職)

第47条 職員が、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

(1) 退職を願い出て、承認されたとき。

(2) 死亡したとき。

(解雇)

第48条 協会は、職員が、次の各号の一に該当するときは、解雇する。

(1) 勤務成績が不良で職員としての適格性を欠く場合。

(2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合。

(3) 業務の都合により廃職または過員を生じた場合。

(4) 協会運営上著しく不相当とみられる事実がある場合。

(5) 法令もしくは協会諸規定に違反した場合。

第 6 章 研修

(研修)

第 49 条 協会は、協会の業務に関する職員の知識、技術などの向上をはかるために必要な研修を行う。

2 職員は、協会の行う研修を進んで受けなければならない。

第 7 章 安全および衛生

(安全の確保)

第 50 条 協会は安全確保および災害防止に努めるものとする。

(安全の心得)

第 51 条 職員は、安全担当者その他の関係者の指示に従い、安全維持および災害の防止に努めなければならない。

(衛生の確保)

第 52 条 協会は、職員の保健衛生に関する事項につき注意を払い、職員の健康の維持増進をはかることに努めるものとする。

(衛生の心得)

第 53 条 職員は、常に衛生担当者その他の関係者の指示に従い、保健および衛生に関する事項を守り、健康維持増進に努めなければならない。

(健康診断)

第 54 条 協会は、次の健康診断を実施する。

(1) 定期健康診断 年 1 回定期的に実施する。

(2) 臨時健康診断 伝染病が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または特に必要と認められたときは、臨時に健康診断を行うことがある。

(健康診断の結果処理)

第55条 協会は、健康診断の結果に基づき、就業の場所または業務の転換、勤務時間の短縮、その他、職員の健康維持に必要な措置を命ずることがある。この場合、職員はこれに従わなければならない。

付 則

この規則は、平成7年4月1日より実施する。

付 則

この規則は、平成9年4月1日より実施する。

付 則

この規則は、平成10年4月1日より実施する。

付 則

この規則は、平成11年4月1日より実施する。

付 則

この規則は、平成12年11月1日より実施する。

付 則

この規則は、平成13年4月1日より実施する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日より実施する。

附 則

この規則は、平成19年3月16日より実施する。ただし、第9条第2号の改正規定は、平成18年12月1日より適用する。

戸塚区区民利用施設協会就業規則

- 地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当、コミュニティハウススタッフ、ログハウススタッフ用等 -

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、戸塚区区民利用施設協会（以下「協会」という。）と職員が相互信頼の上に立ち、秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって協会の発展および職員の地位・労働条件の向上を図ることを目的として定める。

2 職員の労働条件および就業等に関する事項は、この規則ならびに労働基準法（以下「労基法」という。）その他の法令，関係諸規定の定めるところによる。

(適用の範囲)

第 2 条 この規則は、地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当、コミュニティハウススタッフ、ログハウススタッフ、事務局スタッフ、区役所地域会議室兼任スタッフ及び区役所地域会議室専任スタッフ（以下「地域会議室スタッフという。」）に適用する。その他の職員については別に定めるところによる。

(規則遵守の義務)

第 3 条 協会および職員は、この規則を遵守し、ともに協力して協会の社会的使命を達することに努めなければならない。

2 協会は、この規則に基づく労働条件により職員を就業させる義務を負

い、職員の国籍、信条、性別、社会的身分を理由として、不合理な差別的取り扱いをしてはならない。

3 職員は、勤務に際しては職務上の責任を自覚し、誠実にこれを遂行しなければならない。

第 2 章 採用

(採用)

第 4 条 職員は事務局で選考し、会長が任命する。

2 選考は、職務を遂行するために必要な能力・適性等を判定して行う。

(選考時の提出書類)

第 5 条 協会に採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 所定の応募用紙
- (2) 写真 (3 カ月以内に撮影したもの)
- (3) その他、選考に必要な書類

(採用時の提出書類)

第 6 条 新たに採用された者は、協会の指定する日時までに、次の書類を提出しなければならない。ただし、選考の際すでに提出してあるものは、この限りではない。

- (1) 通勤届
- (2) その他協会が必要とする書類

(労働条件の明示)

第 7 条 協会は、職員の採用にあたっては、雇用通知書を交付することにより、労働時間、賃金などにかかわる諸労働条件を明示する。

(記載事項の変更届)

第 8 条 職員は、第 6 条の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度すみやかに文書をもって届けなければならない。

第 3 章 勤務

第 1 節 労働時間・休憩・休日

(勤務時間)

第 9 条 職員の所定労働時間及び始業・就業時間は別表(1)、別表(2)のとおりとする。

(休日)

第 10 条 休日は次のとおりとする。

地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当

(1) 年末・年始(12 月 28 日 ~ 1 月 4 日)

(2) その他協会が休日と定めた日

コミュニティハウススタッフ

(1) 週 2 日とし、別に定める

(2) 年末・年始(12 月 29, 30, 31 日, 1 月 1, 2, 3 日)

(3) その他協会が休日と定めた日

ログハウススタッフ

(1) 毎月第 3 月曜日

(2) 年末・年始(12 月 29, 30, 31 日, 1 月 1, 2, 3 日)

(3) その他協会が休日と定めた日

事務局スタッフ

(1) 毎週 2 日とし、別に定める。

(2) 年末・年始 (1 2 月 2 9 日 ~ 1 月 3 日)

(3) その他協会が休日と定めた日

地域会議室スタッフ (兼任)

(1) 毎週 2 日とし、別に定める。

(2) 年末・年始 (1 2 月 2 8 日 ~ 1 月 4 日)

(3) その他協会が休日と定めた日

地域会議室スタッフ (専任)

(1) 年末・年始 (1 2 月 2 8 日 ~ 1 月 4 日)

(2) 月曜日から金曜日 (ただし、年末年始、祝日を除く。)

(3) その他協会が休日と定めた日

(休日の振替)

第11条 協会は、業務の都合その他必要あるときは、前条の休日を他の日に振り替えることができる。

2 休日を振り替える場合は、原則として1週間以内の特定日を振替休日として指定する。ただし、休日は4週間を通じ4日を下回ることはできない。

(非常時の時間外および休日労働)

第12条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、労基法33条の手続きを経て、所定の勤務時間を延長し、または所定の休日に勤務させることができる。

第 2 節 出勤、退出、遅刻、早退、その他

(勤務および退出)

第13条 職員は、始業時刻に仕事を開始できるように出勤し、終業時刻以降は特別の指示のない限り遅滞なく退出しなければならない。

(遅刻および早退)

第14条 始業時刻後に出勤した者は遅刻、終業時刻前に退出したものは早退とし、賃金の支払いについては、第4章の規定による。

(遅刻、早退および外出などの手続き)

第15条 職員が遅刻、早退、私用外出、その他不就労の場合は、所定の手続きにより事前に所属長(地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当については地区センター館長。コミュニティハウススタッフについてはコミュニティハウス館長。ログスタッフ、事務局スタッフ及び地域会議室スタッフについては協会事務局長。(以下同じ))の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承認を得られなかった場合は、事後すみやかに届け出て承認を得なければならない。

(欠勤手続き)

第16条 職員が、病気その他やむをえない理由で欠勤するときは、その具体的事由と予定日数をあらかじめ所属長に届け出て、承認を得なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることができないときは、欠勤した日から3日以内に届け出て、承認を得なければならない。

(診断書の提出)

第17条 職員が、私傷病により連続10日以上欠勤するときは、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。

第3節 休暇

(休暇の種類)

第18条 協会の定める休暇の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) その他協会が指定した休暇

(年次有給休暇)

第19条 職員の年次有給休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 年次有給休暇は、毎年4月1日現在の所定労働日数により別表(3)のとおり付与する。
- 3 年度の途中で採用された者の年次有給休暇日数は別表(4)のとおりとする。
- 4 年次有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。
- 5 休暇の年度繰り越しは認めない。

第4章 賃金

(賃金の分類)

第20条 賃金を次のとおり分類する。

- (1) 基本給(時間給、年次有給休暇保証額)
- (2) 通勤手当(事務局スタッフ、地域会議室スタッフ及びその他の職員のうち事務局長が業務遂行に必要と認めた者に限る。)
- (3) その他、理事会が必要と認めるもの

(時間給の額)

第21条 時間給の額は別に定める。

(年次有給休暇保証額)

第22条 年次有給休暇保証額は、その有給休暇の取得権利が発生した日の時間給に1日あたりの所定労働時間に乗じた額とする。

(賃金計算)

第23条 賃金は毎月1日から月末までの期間の総実労働時間に時給を乗じた額を支給し、私用外出等に要した時間は労働時間数から差し引く。

2 前項の労働時間の計算単位は30分単位とし、その単位時間に対する過不足は、出勤の場合は切り上げ、退勤の場合は切り捨てる。

第24条 賃金は毎月月末に締め切り、翌月10日に前月分の金額を支払う。

2 当日が休日または金融機関の休業日に当たるときは、翌日以降最初の金融機関の営業日に支払う。

第25条 職員が次の各号の一に該当し、その請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、既往の労働に対する賃金をそのつど支払う。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 本人が退職し、または解雇されたとき。

(3) 本人または妻の出産のための費用を要するとき。

(4) 本人または家族の結婚、葬儀、天災その他の災厄もしくは傷病のための費用を要するとき。

(5) 本人がやむを得ない事由により一週間以上帰郷するとき。

(6) その他、協会がやむを得ないと認めたとき。

(賃金の支払および控除)

第26条 賃金は、内訳を示してその全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令に定められたもの等は控除する。また、賃金は労働基準法の手続きを経て、本人の申し出により預金口座振り込みにより支払うものとする。

(端数計算)

第27条 賃金の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

第5章 服務規律

(服務の原則)

第28条 職員は、この規則のほか、協会の規則および業務上の命令を遵守し、風紀・秩序の維持ならびに能率の向上に務め、お互いに人格を尊重し、誠実に勤務しなければならない。

(遵守事項)

第29条 職員は、勤務にあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 自己の職務は、正確かつ迅速に処理し、常にその効率化をはかること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、協会の方針を尊重し、常に同僚とお互いに助け合い円滑なる運営を期すること。
- (3) 消耗品は、常に節約し、備品・帳簿類は丁寧に取り扱い、その保管には十分注意すること。
- (4) 不正不義の行為により、協会の体面を傷つけ、または協会全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (5) 協会の施設、事務機器等をみだりに使用したり、許可なく私用に用いないこと。
- (6) 協会の許可なく、自家用車で通勤し、または業務に用いないこと。
- (7) 勤務時間中は、定められた業務に専念し、みだりに職場を離れ、または他の者の業務を妨げないこと。
- (8) 協会の許可なく、施設内等敷地内で、宗教活動、政治活動など業務に関係のない活動を行わないこと。
- (9) 協会の許可なく、施設内等敷地内で、業務に関係のない、集会、文書掲示または配布、および放送などの行為をしないこと。
- (10) その他、協会が定める諸規則および協会の通達、通知事項を守ること。

H19.11.改定

改定前：（）書き無

健康でかつ適正が認めらると

（雇用期間）

第30条 職員の雇用期間は、別表（5）のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、65歳（地区センターコミュニティスタッフ作業担当及びコミュニティハウススタッフにあたっては満67歳）に達したときは、次年度以降の再任は行わない。ただし、翌年度採用予定者がいなかった場合で、かつ、適性があると会長が認めた場合はこの限りではない。

（退職）

第31条 職員が、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- （1）退職を願い出て、承認されたとき。
- （2）死亡したとき。
- （3）第32条により解雇されたとき。

（解雇）

第32条 協会は、職員が、次の各号の一に該当するときは、解雇することができる。

- （1）勤務実績が不良で職員としての適格性を欠く場合。
- （2）心身の故障のための職務遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合。
- （3）業務の都合により廃職または過員を生じた場合。
- （4）協会運営上著しく不相当とみられる事実がある場合。
- （5）法令もしくは協会諸規定に違反した場合。

第6章 研修

（研修）

第33条 協会は、協会の業務に関する職員の知識、技能などの向上をはかるた

めに必要な研修を行う。

2 職員は、協会の行う研修を進んで受けなければならない。

第7章 安全および衛生

(安全の確保)

第34条 協会は安全確保および災害防止に努めるものとする。

(安全の心得)

第35条 職員は、安全担当者その他の関係者の指示に従い、安全維持および災害の防止に努めなければならない。

(衛生の確保)

第36条 協会は、職員の保健衛生に関する事項につき注意を払い、職員の健康の維持増進をはかることに努めるものとする。

(衛生の心得)

第37条 職員は、常に衛生担当者その他の関係者の指示に従い、保健および衛生に関する事項を守り、健康維持増進に努めなければならない。

(健康診断)

第38条 協会は、次の健康診断を実施する。

(1) 臨時健康診断

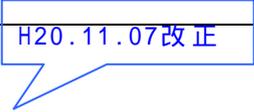
伝染病が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または特に必要と認められたときは、臨時に健康診断を行うことがある。

(健康診断の結果処理)

第39条 協会は、健康診断の結果に基づき、就業の場所または業務の転換、勤務時間の短縮、その他職員の健康維持に必要な措置を命ずることがある。この場合、職員はこれに従わなければならない。

第 9 条

別表（ 1 ） 所定労働時間

| | | |
|---|----------|---|
| 地区センターコミュニティ スタッフ | 1 日 4 時間 | 週 1 2 ~ 1 6 時間 |
| 地区センターコミュニティ スタッフ作業担当 | 1 日 3 時間 | 週 9 ~ 1 2 時間 |
| コミュニティハウススタッフ | 1 日 4 時間 | 週 1 2 ~ 1 6 時間 |
| ログハウススタッフ | 1 日 4 時間 | 週 1 2 ~ 1 6 時間 |
| 事務局スタッフ | 1 日 7 時間 | 週 2 1 時間 |
| 地域会議室専任スタッフ (土曜・日曜・祝日で夜間利用 がないとき) | 1 日 5 時間 |  週 1 0 ~ 2 1 時間 |
| 地域会議室専任スタッフ (土曜・日曜・祝日で夜間利用 があるとき) | 1 日 7 時間 | |
| 地域会議室専任スタッフ (月曜～金曜の平日) | 1 日 4 時間 | 週 4 ~ 8 時間 |

別表（ 2 ） 始業・終業時間

地区センターコミュニティスタッフ

| 時間帯 | 始業・終業時間 |
|-------|---------------|
| A 時間帯 | 午前 9 時・午後 1 時 |
| B 時間帯 | 午後 1 時・午後 5 時 |
| C 時間帯 | 午後 5 時・午後 9 時 |

地区センターコミュニティスタッフ作業担当

| 曜 日 | 始 業 ・ 終 業 時 間 |
|----------------|-------------------------------|
| 月曜日から 日曜日まで | 午前 8 時 3 0 分 ・ 午前 1 1 時 3 0 分 |

コミュニティハウススタッフ

| 時間帯 | 始業・終業時間 |
|-------|-----------------|
| A 時間帯 | 午前 9 時 ・ 午後 1 時 |
| B 時間帯 | 午後 1 時 ・ 午後 5 時 |
| C 時間帯 | 午後 5 時 ・ 午後 9 時 |

ログハウススタッフ

| 時間帯 | 始業・終業時間 |
|-------|-----------------|
| A 時間帯 | 午前 9 時 ・ 午後 1 時 |
| B 時間帯 | 午後 1 時 ・ 午後 5 時 |

事務局スタッフ

| 時間帯 | 始業・終業時間 |
|-------|---------------------------|
| A 時間帯 | 午前 8 時 45 分 ・ 午後 4 時 45 分 |
| B 時間帯 | 午前 10 時 ・ 午後 6 時 |

地域会議室兼任スタッフ

| 時間帯 | 始業・終業時間 |
|-------------------|---------------------------|
| A 時間帯 | 午前 8 時 45 分 ・ 午後 4 時 45 分 |
| B 時間帯 | 午前 10 時 ・ 午後 6 時 |
| C 時間帯 (夜間利用があるとき) | 午後 1 時 15 分 ・ 午後 9 時 15 分 |
| D 時間帯 (夜間利用がないとき) | 午前 8 時 45 分 ・ 午後 1 時 45 分 |
| E 時間帯 (夜間利用がないとき) | 午後 1 時 15 分 ・ 午後 6 時 15 分 |

H20.11.07改正

地域会議室専任スタッフ

| 時間帯 | 始業・終業時間 |
|------------------------------|-------------------------|
| A時間帯(土曜・日曜・祝日で 夜間利用があるとき) | 午前 8 時 45 分・午後 4 時 45 分 |
| C時間帯(土曜・日曜・祝日で 夜間利用があるとき) | 午後 1 時 15 分・午後 9 時 15 分 |
| D時間帯(土曜・日曜・祝日で 夜間利用がないとき) | 午前 8 時 45 分・午後 1 時 45 分 |
| E時間帯(土曜・日曜・祝日で 夜間利用がないとき) | 午後 1 時 15 分・午後 6 時 15 分 |
| F時間帯(平日) | 午後 5 時 15 分・午後 9 時 15 分 |

H20.11.07改正

第19条 2

別表(3) 年次有給休暇日数

| 週所定 労働 日数 | 1年間の 所定労働 日数 | 雇 用 更 新 年 数 | | | | | | |
|-----------------|--------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 以上 |
| 4日 | 169～ 216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 121～ 168日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73～1 20日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 48～ 72日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

第19条 3

別表(4) 年度の途中で採用された者の年次有給休暇

| 週所定 労働 日数 | 1年間の 所定労働 日数 | 採 用 年 月 日 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | |
| | | 2日 ~ 5月 1日 | 2日 ~ 6月 1日 | 2日 ~ 7月 1日 | 2日 ~ 8月 1日 | 2日 ~ 9月 1日 | 2日 ~ 10月 1日 | 2日 ~ 11月 1日 | 2日 ~ 12月 1日 | 2日 ~ 1月 1日 | 2日 ~ 2月 1日 | 2日 ~ 3月 31日 | |
| 4日 | 169 ~ 216日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 3日 | 2日 | 1日 | 1日 | | | |
| 3日 | 121 ~ 168日 | 4日 | 4日 | 3日 | 3日 | 2日 | 2日 | 1日 | | | | | |
| 2日 | 73 ~ 120日 | 2日 | 2日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | | | | | |
| 1日 | 48 ~ 72日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | | | | | | | |

第31条

別表(5) 雇用期間

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・地区センタ - コミュニティスタッフ・地区センタ - コミュニティスタッフ 作業担当・ログハウススタッフ・事務局スタッフ・地域会議室兼任スタッフ | <p>採用日から当該年度の末日までとする。</p> <p>ただし、各期毎の指定管理者の期間を限度として再任することができる。</p> <p>H19.11.改正 (改定前：1回に限り)</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・コミュニティハウススタッフ | <p>採用日から当該年度の末日までとする。</p> <p>ただし、4回を限度として再任することができる。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・地域会議室専任スタッフ | <p>採用日から戸塚区との委託契約期間満了の日までとする。</p> |

附 則

この規則は平成8年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成9年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成10年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成13年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成19年3月16日より施行する。ただし、第20条の改正規定以外の改正規定は、平成18年12月1日から適用する。

附 則

(1) この規則は平成19年11月9日から施行し、平成20年4月1日の再任用から適用する。

(2) 経過措置

第30条の規定にかかわらず、平成20年度当初に採用予定者がいなかった場合には、平成19年11月1日現在在職者で、平成20年4月1日現在において次のいずれかに該当する者は、6ヶ月の期間に限り再任できる。

ア 勤続年数が連続して6年以上

イ 満67歳以上

附 則

この規則は平成20年11月7日より施行し、平成20年11月8日以降の勤務から適用する。

2 1 年度研修実施状況

| | 名 称 | 実施日時 | 職員数 | 内 容 |
|----|-------------------|-----------------|-----------|----------------------------------|
| 1 | ログハウス職員研修 | 5月18日 | 10 | 怪我をした場合、物損の場合の事故処理の研修 |
| 2 | 21年6月採用予定職員の研修 | 5月25日 | 1 | 業務従事に当り、こどもの見守り等必要な事柄の理解と実務研修 |
| 3 | ログハウス職員研修 | 6月15日 | 9 | 事例を使ってこどもの見守り視点8つの具体的研修 |
| 4 | 接客研修 | 6月25日 | 4 | CS（顧客満足度向上の接客）について講義とグループ討議。プロ委託 |
| 5 | 接客研修 | 7月10日 | 5 | 同 上 |
| 6 | 災害対応訓練 | 7月21日 | 館長+ 9 | 地震、火災、不審者侵入、怪我人発生等館内で起こりうる災害想定訓練 |
| 7 | 新型インフルエンザ感染防止対策研修 | 9月24日 10月19日 | 館長+ 9 | 感染防止にむけ遊具消毒の為の巡回等館内で努力できる対策洗い出し |
| 8 | 応急手当研修 | 9月25日 | 5 | 事故発生時における応急手当の知識と実技研修 |
| 9 | 市内ログハウススタッフ研修 | 9月28日 | 5 | 新人スタッフ研修。危険予知能力と安全管理について研修 |
| 10 | 個人情報保護取扱研修 | 10月19日 | 館長+ 10 | 取り扱っている個人情報の数量確認と具体的なルールの確認研修。 |
| 11 | 指定管理施設簡易点検研修 | 12月2日 | 1 | 管理施設に必要な点検項目と点検方法、点検結果報告の流れ等の研修 |
| 12 | 人権啓発研修 | 1月20日 | 4 | 戸塚区役所主催人権啓発講演会。未受講者参加 |
| 13 | ログハウススタッフ研修 | 2月15日 | 10 | 事故防止研修（遊具点検と事故防止のための遊ぶこどもの見守り視点） |
| 14 | 22年3月採用予定職員研修 | 2月20日 | 1 | 業務従事に当り、こどもの見守り等必要な事柄の理解と実務研修 |
| 15 | ログハウススタッフ研修 | 3月15日 | 10 | はんとう棒からの落下防止研修 |
| 16 | 22年4月採用予定職員研修 | 3月21日 | 2 | 業務従事に当り、こどもの見守り等必要な事柄の理解と実務研修 |